

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課長		施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

2 工事場所 新潟県妙高市大字関山6323-2 (国立妙高青少年自然の家構内)

3 完成期限 令和6年7月16日(火曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ○ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立妙高青少年自然の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
着工前写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を2部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表

- 提出する。
- ・ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び~~中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、~~建設工事~~保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
- (9) 特別重点調査を受けた者との契約について
- 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (10) 引渡し後点検について
- 受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- (11) 設計図書の取扱い
- 本工書の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
 - ② 目的以外の使用は禁止とすること。
 - ③ 図書を複製する場合、その部数は必要最低限とし、複製した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について
- デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので

ある。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

4	射出成形ワゴン板 (ECP)	(8.5.2)~(8.5.4) (表8.5.1) (表8.5.2)	11	壁タイル張り工事	内装タイル・接着剤張り・改良上張り張り (11.2.7) (表11.2.3) 外装タイル・接着剤張り・密着張り・改良上張り張り・改良圧着張り・マスキ張り 下地モルタル塗り ※標仕15.2.2~15.2.5 タイルの試験張り ※行わない・行う (※外装タイル)
1	防水工事	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	2	タイル工事	タイルの種類
2	改質アスファルトシート防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	3	コンクリート床面の処理	MCR工法 目隠し工法 (11.2.7)
3	合成高分子系フッポリマー防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	4	陶磁器質タイル型枠先付け工法	工法 陶器工法 ※図示 (11.4.2) (11.4.3) (表11.4.1)
4	塗膜防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	5	重量鉄骨天井下地	屋外の場合の形式及び寸法 (14.4.3) (表14.4.2) ※下記以外、標仕14.4.3及び表14.4.2による
5	シーリング	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	6	防水の保証等	防水工事等は、新潟県防水工事業者協会の施工とし、受注者は新潟県防水工事業者協会と連名の保証書を提出する。ただし、県が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、受注者と施工者との連名の保証書とする。
6	天然石張り	(10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)	7	タイル工事	タイルの種類
7	テラゾ張り	(10.2.1) (表10.2.2)	8	床及び階段の石張り	床石張りの石裏面処理 行う (10.6.2) 屋内のワックス掛 行う (10.1.5)
8	陶磁器質タイル	(11.2.2)	9	重量鉄骨天井下地	屋外の場合の形式及び寸法 (14.4.3) (表14.4.2) ※下記以外、標仕14.4.3及び表14.4.2による

1	防水工事	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	10	左官工事	3 防錆・防蟻処理 ・処理が必要な樹林による製材及び集成材 (12.3.1) ・圧圧式 (性能区分・K2・K3・K4) (12.3.1) ・適用箇所・図示 ・現場産産 標仕12.3.1(3)による (12.3.1) ・適用箇所・図示
2	改質アスファルトシート防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	11	木工工事	1 樹種 ・標仕表12.2.3による (12.2.1) ・標仕表12.2.3によるほか、樹種のうち杉は「県産材」を使用する (12.2.1) ・代替樹種を適用しない箇所 (ひのき) (12.2.1)
3	合成高分子系フッポリマー防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	12	集成材	品名 規格・品質 芯材の樹種 化粧単板の樹種 ※集成材 ※一般材 ※たも・ならしおじ ・小口タイル ※タイルシート法 ※標仕6.8.3(特注)(b) (2)又は金属製 ・二丁掛タイル ・目地削工法 タイル先付け用パネル ・大形タイル ・積木法
4	塗膜防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	13	3 防錆・防蟻処理	・処理が必要な樹林による製材及び集成材 (12.3.1) ・圧圧式 (性能区分・K2・K3・K4) (12.3.1) ・適用箇所・図示 ・現場産産 標仕12.3.1(3)による (12.3.1) ・適用箇所・図示
5	シーリング	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	14	4 防虫処理	・行う (適用範囲・図示) (12.3.2)
6	天然石張り	(10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)	15	5 とい	材 理 ※配管用鋼管・硬質PVC埋込パイプ (13.5.2) (表13.5.1) ・ SUS304 鋼管製との防露 ※標仕13.5.5(5)による ・ SUS304 ・ 有り・無し
7	テラゾ張り	(10.2.1) (表10.2.2)	16	6 防水の保証等	防水工事等は、新潟県防水工事業者協会の施工とし、受注者は新潟県防水工事業者協会と連名の保証書を提出する。ただし、県が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、受注者と施工者との連名の保証書とする。
8	陶磁器質タイル	(11.2.2)	17	7 防水の保証等	防水工事等は、新潟県防水工事業者協会の施工とし、受注者は新潟県防水工事業者協会と連名の保証書を提出する。ただし、県が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、受注者と施工者との連名の保証書とする。

1	防水工事	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	18	8 手すり及びタラップ	種類 呼称規格(mm) 表面処理及び色合い 固定範囲・方法 ・100形 1.5以上 ※A-1又はB-1種(備着色) 建築基準法に基づき指定する条件により定める ・250形 1.5以上 B-2種 プラチ系 ・300形 1.5以上 プラチ系 ・350形 2.0以上 プラチ系
2	改質アスファルトシート防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	19	9 木工工事	1 樹種 ・標仕表12.2.3による (12.2.1) ・標仕表12.2.3によるほか、樹種のうち杉は「県産材」を使用する (12.2.1) ・代替樹種を適用しない箇所 (ひのき) (12.2.1)
3	合成高分子系フッポリマー防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	20	10 左官工事	3 防錆・防蟻処理 ・処理が必要な樹林による製材及び集成材 (12.3.1) ・圧圧式 (性能区分・K2・K3・K4) (12.3.1) ・適用箇所・図示 ・現場産産 標仕12.3.1(3)による (12.3.1) ・適用箇所・図示
4	塗膜防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	21	11 木工工事	1 樹種 ・標仕表12.2.3による (12.2.1) ・標仕表12.2.3によるほか、樹種のうち杉は「県産材」を使用する (12.2.1) ・代替樹種を適用しない箇所 (ひのき) (12.2.1)
5	シーリング	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	22	12 集成材	品名 規格・品質 芯材の樹種 化粧単板の樹種 ※集成材 ※一般材 ※たも・ならしおじ ・小口タイル ※タイルシート法 ※標仕6.8.3(特注)(b) (2)又は金属製 ・二丁掛タイル ・目地削工法 タイル先付け用パネル ・大形タイル ・積木法
6	天然石張り	(10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)	23	13 3 防錆・防蟻処理	・処理が必要な樹林による製材及び集成材 (12.3.1) ・圧圧式 (性能区分・K2・K3・K4) (12.3.1) ・適用箇所・図示 ・現場産産 標仕12.3.1(3)による (12.3.1) ・適用箇所・図示
7	テラゾ張り	(10.2.1) (表10.2.2)	24	14 4 防虫処理	・行う (適用範囲・図示) (12.3.2)
8	陶磁器質タイル	(11.2.2)	25	15 5 とい	材 理 ※配管用鋼管・硬質PVC埋込パイプ (13.5.2) (表13.5.1) ・ SUS304 鋼管製との防露 ※標仕13.5.5(5)による ・ SUS304 ・ 有り・無し

1	防水工事	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	26	16 ガラス	下記以外は、建具表による (16.14.2) ・合わせガラス ・強化ガラス
2	改質アスファルトシート防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	27	17 木工工事	1 樹種 ・標仕表12.2.3による (12.2.1) ・標仕表12.2.3によるほか、樹種のうち杉は「県産材」を使用する (12.2.1) ・代替樹種を適用しない箇所 (ひのき) (12.2.1)
3	合成高分子系フッポリマー防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	28	18 集成材	品名 規格・品質 芯材の樹種 化粧単板の樹種 ※集成材 ※一般材 ※たも・ならしおじ ・小口タイル ※タイルシート法 ※標仕6.8.3(特注)(b) (2)又は金属製 ・二丁掛タイル ・目地削工法 タイル先付け用パネル ・大形タイル ・積木法
4	塗膜防水	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	29	19 3 防錆・防蟻処理	・処理が必要な樹林による製材及び集成材 (12.3.1) ・圧圧式 (性能区分・K2・K3・K4) (12.3.1) ・適用箇所・図示 ・現場産産 標仕12.3.1(3)による (12.3.1) ・適用箇所・図示
5	シーリング	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3)~(表9.2.9)	30	20 4 防虫処理	・行う (適用範囲・図示) (12.3.2)
6	天然石張り	(10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)	31	21 5 とい	材 理 ※配管用鋼管・硬質PVC埋込パイプ (13.5.2) (表13.5.1) ・ SUS304 鋼管製との防露 ※標仕13.5.5(5)による ・ SUS304 ・ 有り・無し
7	テラゾ張り	(10.2.1) (表10.2.2)	32	22 6 防水の保証等	防水工事等は、新潟県防水工事業者協会の施工とし、受注者は新潟県防水工事業者協会と連名の保証書を提出する。ただし、県が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、受注者と施工者との連名の保証書とする。
8	陶磁器質タイル	(11.2.2)	33	23 7 防水の保証等	防水工事等は、新潟県防水工事業者協会の施工とし、受注者は新潟県防水工事業者協会と連名の保証書を提出する。ただし、県が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、受注者と施工者との連名の保証書とする。

17 ガラス留め材
18 ガラス用フィルム
19 ガラス用フィルム
20 ガラス用フィルム
21 ガラス用フィルム
22 ガラス用フィルム
23 ガラス用フィルム
24 ガラス用フィルム
25 ガラス用フィルム
26 ガラス用フィルム
27 ガラス用フィルム
28 ガラス用フィルム
29 ガラス用フィルム
30 ガラス用フィルム
31 ガラス用フィルム
32 ガラス用フィルム
33 ガラス用フィルム
34 ガラス用フィルム
35 ガラス用フィルム
36 ガラス用フィルム
37 ガラス用フィルム
38 ガラス用フィルム
39 ガラス用フィルム
40 ガラス用フィルム
41 ガラス用フィルム
42 ガラス用フィルム
43 ガラス用フィルム
44 ガラス用フィルム
45 ガラス用フィルム
46 ガラス用フィルム
47 ガラス用フィルム
48 ガラス用フィルム
49 ガラス用フィルム
50 ガラス用フィルム

11 カーペット敷き
12 会館樹液塗り床
13 9床用塗料塗り
14 10 防塵用塗料塗り
15 フロアリング張り
16 畳敷き
17 せっこうボード
18 畳敷き
19 ビニル床シート張り
20 ビニル床シート張り
21 誘導用、注意喚起用床材
22 ビニル床シート張り
23 帯電防止床材張り
24 カーペット敷き
25 断熱材
26 断熱材
27 断熱材
28 断熱材
29 断熱材
30 断熱材
31 断熱材
32 断熱材
33 断熱材
34 断熱材
35 断熱材
36 断熱材
37 断熱材
38 断熱材
39 断熱材
40 断熱材
41 断熱材
42 断熱材
43 断熱材
44 断熱材
45 断熱材
46 断熱材
47 断熱材
48 断熱材
49 断熱材
50 断熱材

1 基本要項
2 耐震スリット
3 フラットスラブ
4 可動間仕切り
5 移動間仕切り
6 トイレブース
7 階段滑止め
8 階段すすり
9 黒板及びホワイトボード
10 フライント

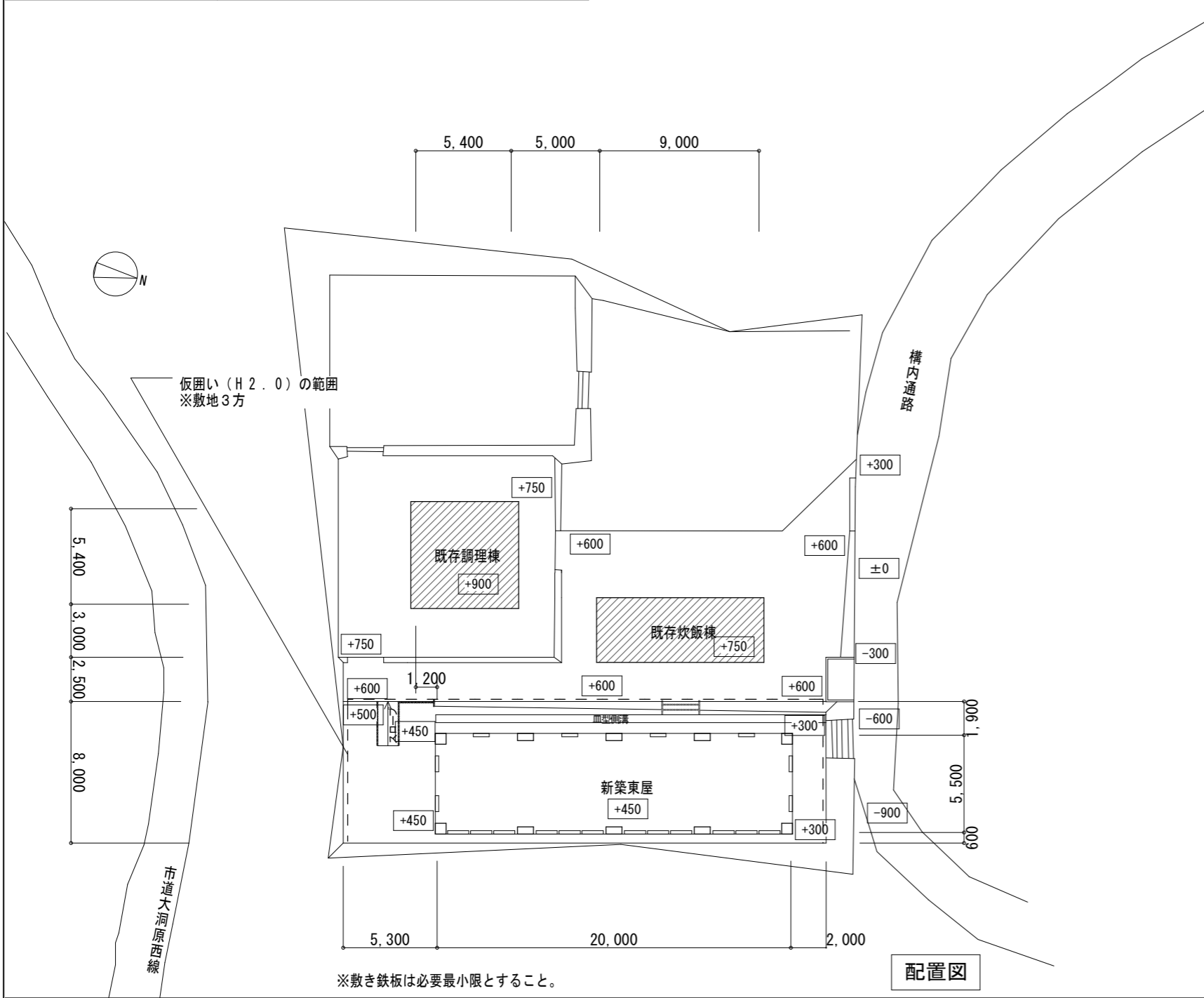
11 プラントボックス及びバルコニー
12 ロールスクリーン
13 カーテン及びカーテンレール
14 ピクチャーレール
15 天井点検口
16 床下点検口
17 積善表示板
18 室名札
19 くつきマット
20 洗し台ユニット
21 屋内掲示板
22 洗面カウンター
23 敷地境界石
24 排水管

■工事概要	
工事名	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事
施設名称	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋
建築場所	新潟県妙高市大字関山6323-2
用途地域	白地地域（都市計画区域内 用途地域指定なし）
防火地域等	指定なし
その他	国立公園内（第3種特別地域）
構造	RC造地上1階
用途	研修施設等
敷地面積	1,316,939 m ²
建築面積・建蔽率	110.0 m ² 0.008%
延床面積・容積率	110.0 m ² 0.008%

■仕上表	
屋根	カラーガルバリウム鋼板 厚0.35 横葺き（AT2段式） 働き巾340 参考品番：セキノ興産 AT式 下地 アスファルトルーフィング940 下地調整モルタル厚30程度
外壁・柱	RC打ち放し B種 ※冬季雪囲い板 はめ込み
床	コンクリート直均し仕上 金ごて
外構	砂利敷（建物周囲）

■凡例	
WP	木材保護塗料
SUS	ステンレス鋼
GL	ガルバリウム

アンドロメダ棟



	面積	
建築面積	110m ²	20.00 × 5.50 = 110.00
床面積	110m ²	20.00 × 5.50 = 110.00

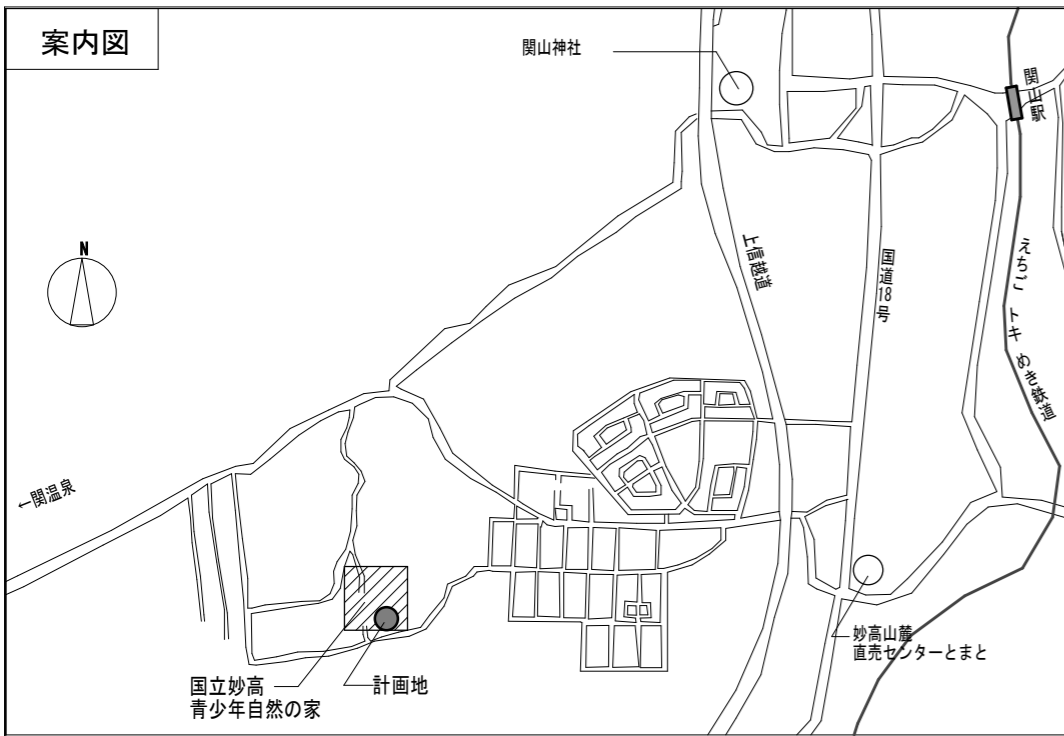
■計画概要

国立妙高自然の家 既存野外炊事場の隣に東屋を建設する計画である。
東屋は施設が保有しているテーブルや椅子などを置いて休憩等をするスペースである。

□本体建築物

隣接する既存の炊事棟などと同様にRC造とする。全体のデザインも隣接する棟と同様のイメージで計画する。
冬季のための雪囲い板を腰高まで設置できるよう用意する。
上記雪囲い板の設置のためと、斜面への落下防止のため、腰高までのRC腰壁を要所に設置する。

案内図



敷地内建築物一覧

建物名	構造	階数	建築面積	延床面積
1 サービス棟	RC造	2	1,343	2,138
2 コスモス・銀河棟	RC造	3	1,572	3,702
3 プレイホール棟	RC造	2	1,080	1,865
4 なかよしホール棟	RC造	平屋	302	302
5 アト`ロマ`・カオ`ア棟	RC造	3	410	1,867
6 ペルセウス棟	RC造	2	371	806
7 オリオン棟	RC造	平屋	388	482
8 渡り廊下	鉄骨造	平屋	45	45
9 渡り廊下	鉄骨造	平屋	62	62
10 受水槽上屋	RC造	平屋	79	79
11 浄化槽上屋	RC造	平屋	98	98
12 メインロジ	RC造	2	168	363
13 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
14 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
15 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
16 野外便所	RC造	平屋	62	62
17 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
18 野外便所	RC造	平屋	62	62
19 車庫棟	RC造	2	198	239
20 スバルホール	RC造	2	336	392
21 連絡通路	RC造	平屋	37	37
22 第2野外炊飯場 炊飯棟	RC造	平屋	27	27
23 第2野外炊飯場 調理棟	RC造	平屋	29	29
24 ふれあい棟	RC造	2	352	745
25 東屋 (今回計画)	RC造	平屋	110	110
合計			7,323	13,704

建ぺい率 0.56%
容積率 1.04%

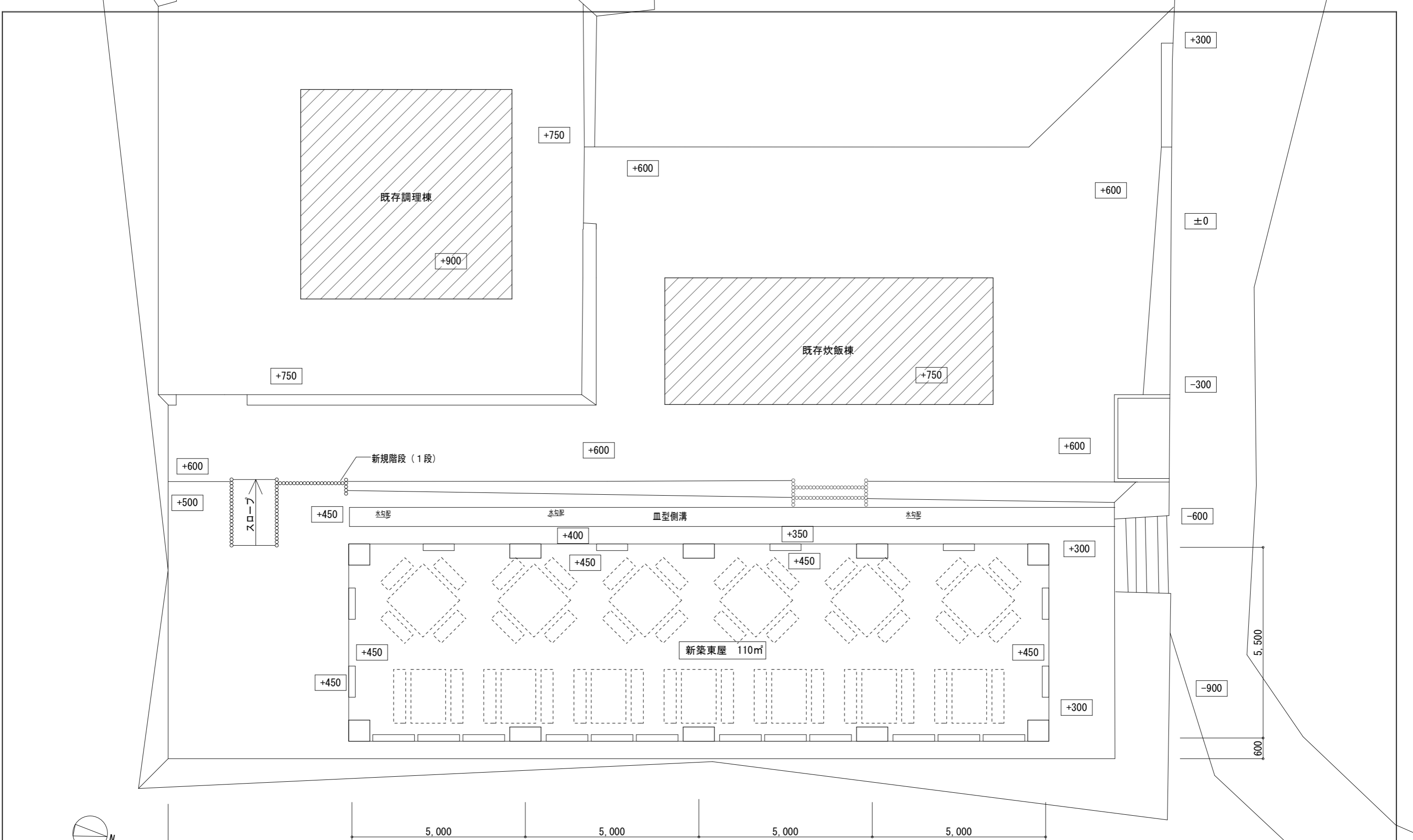
市道坂口五最線
※敷地面積には含まれていない

市道大洞原西線
※敷地面積には含まれていない

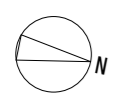
今回敷地部分 1,316,939㎡

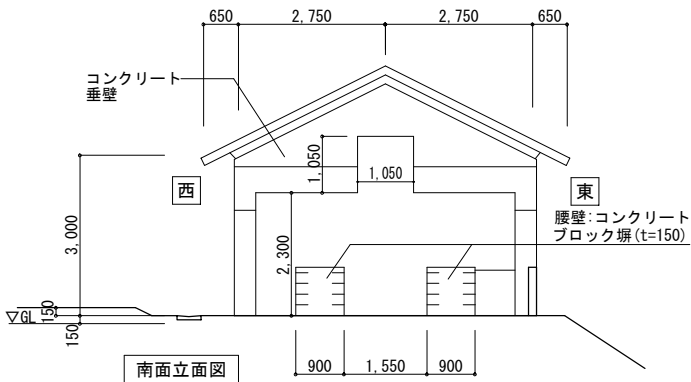
今回敷地外部分 149,615㎡

全体配置図

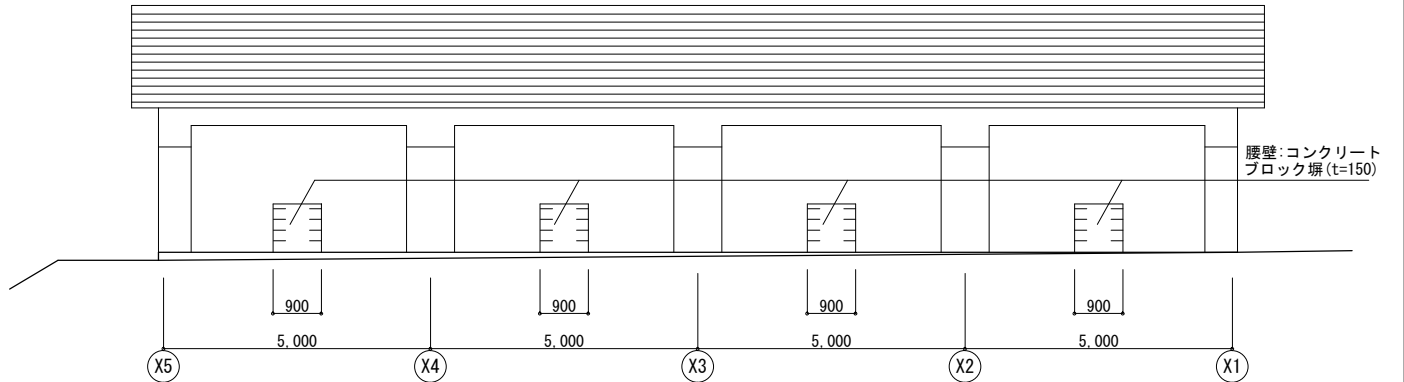


平均地盤面算定
 $0.15 \times 20 \div 2 + 0.15 \times 5.5 + 0.15 \times 20 \div 2 + 0 \times 5.5 = 3.825$
 $3.825 \div (20 + 5.5 + 20 + 5.5) = 0.075$
 $0.075 + 0.3 = 0.375$

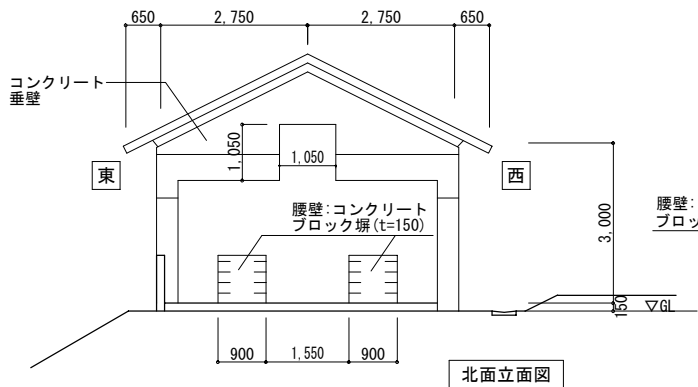




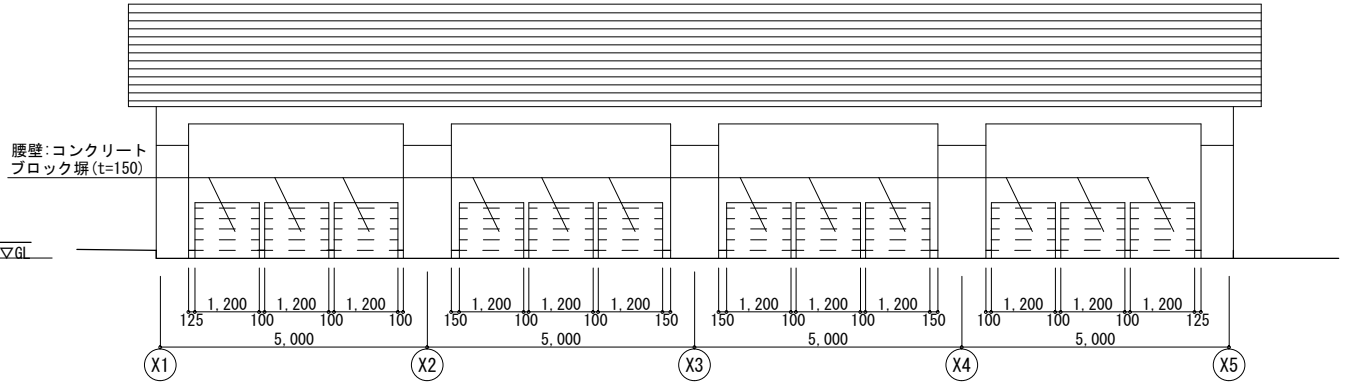
南面立面図



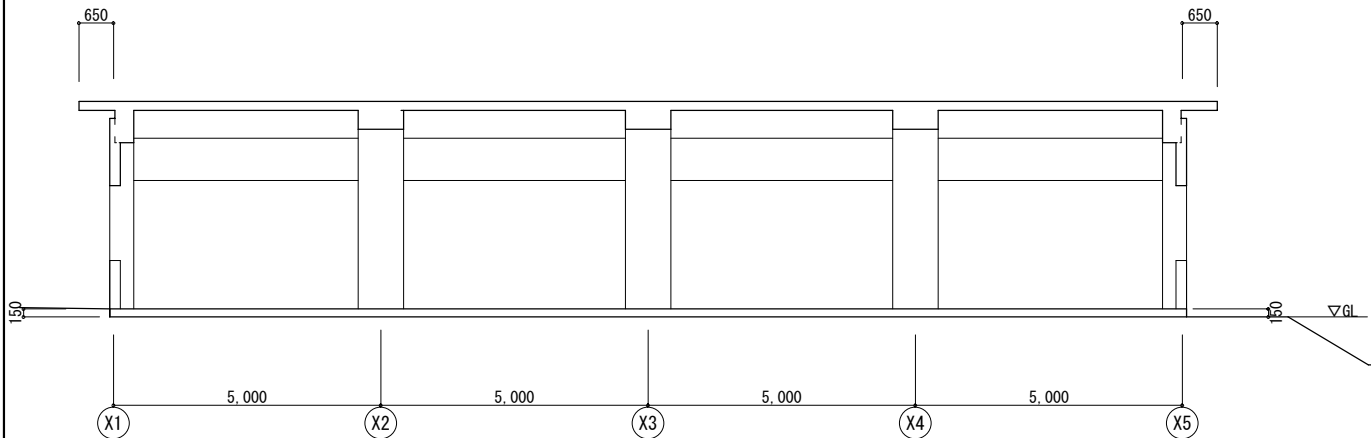
西面立面図



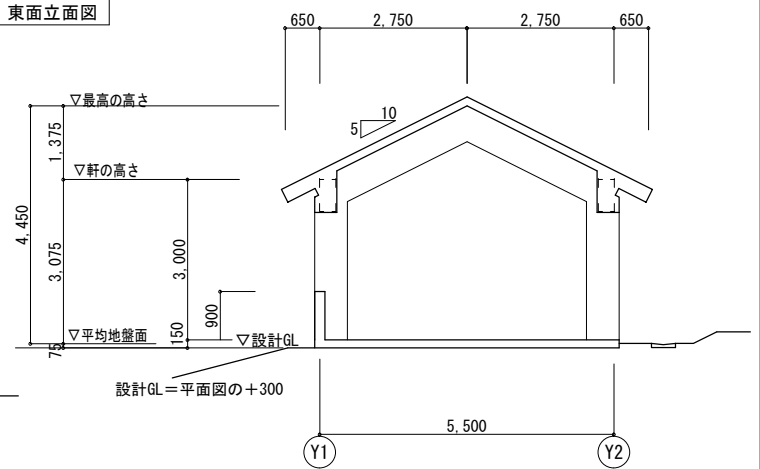
北面立面図



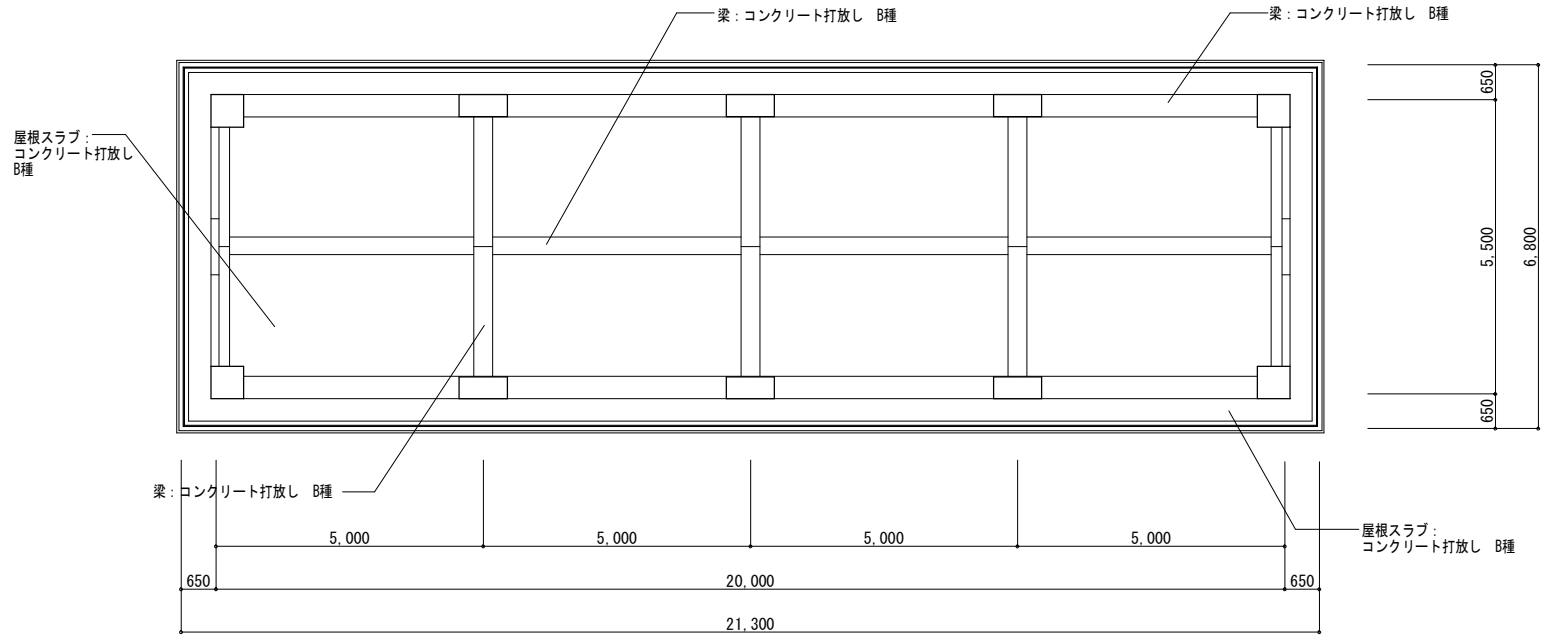
東面立面図



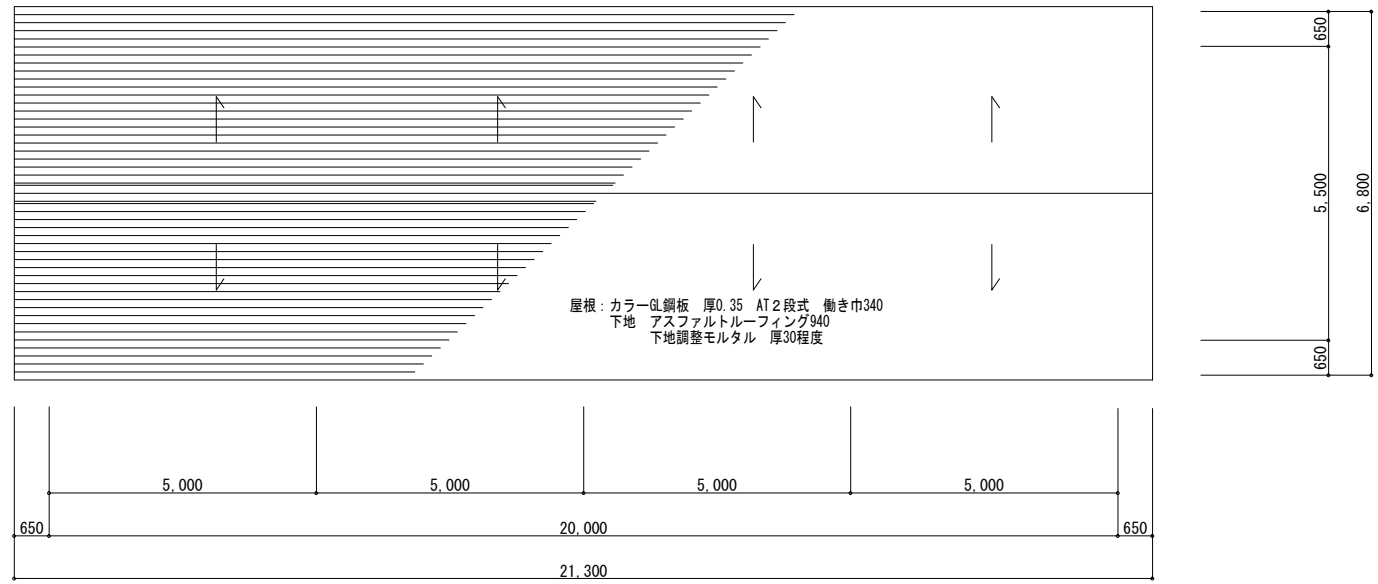
南北断面図



東西断面図

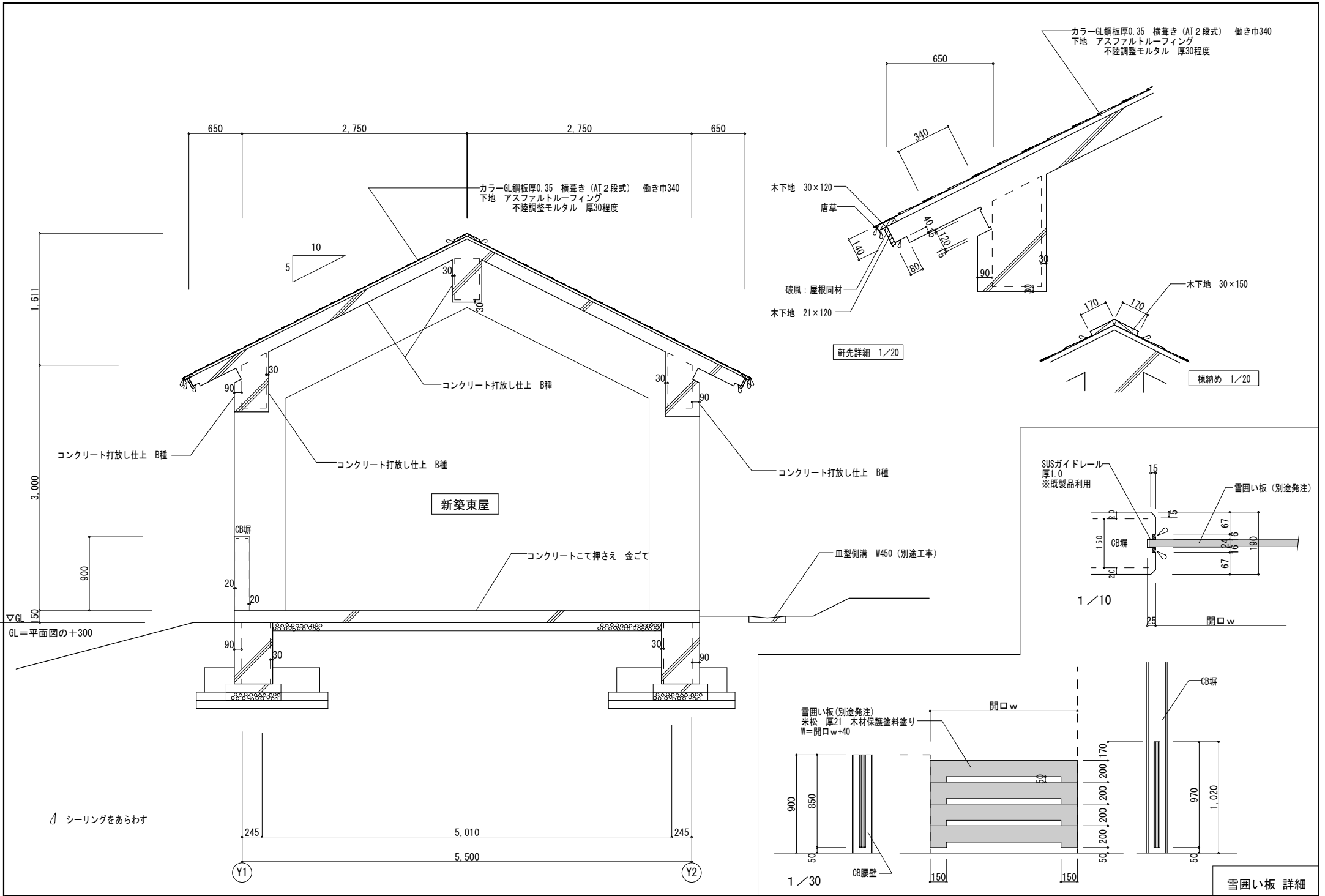


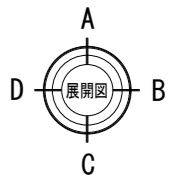
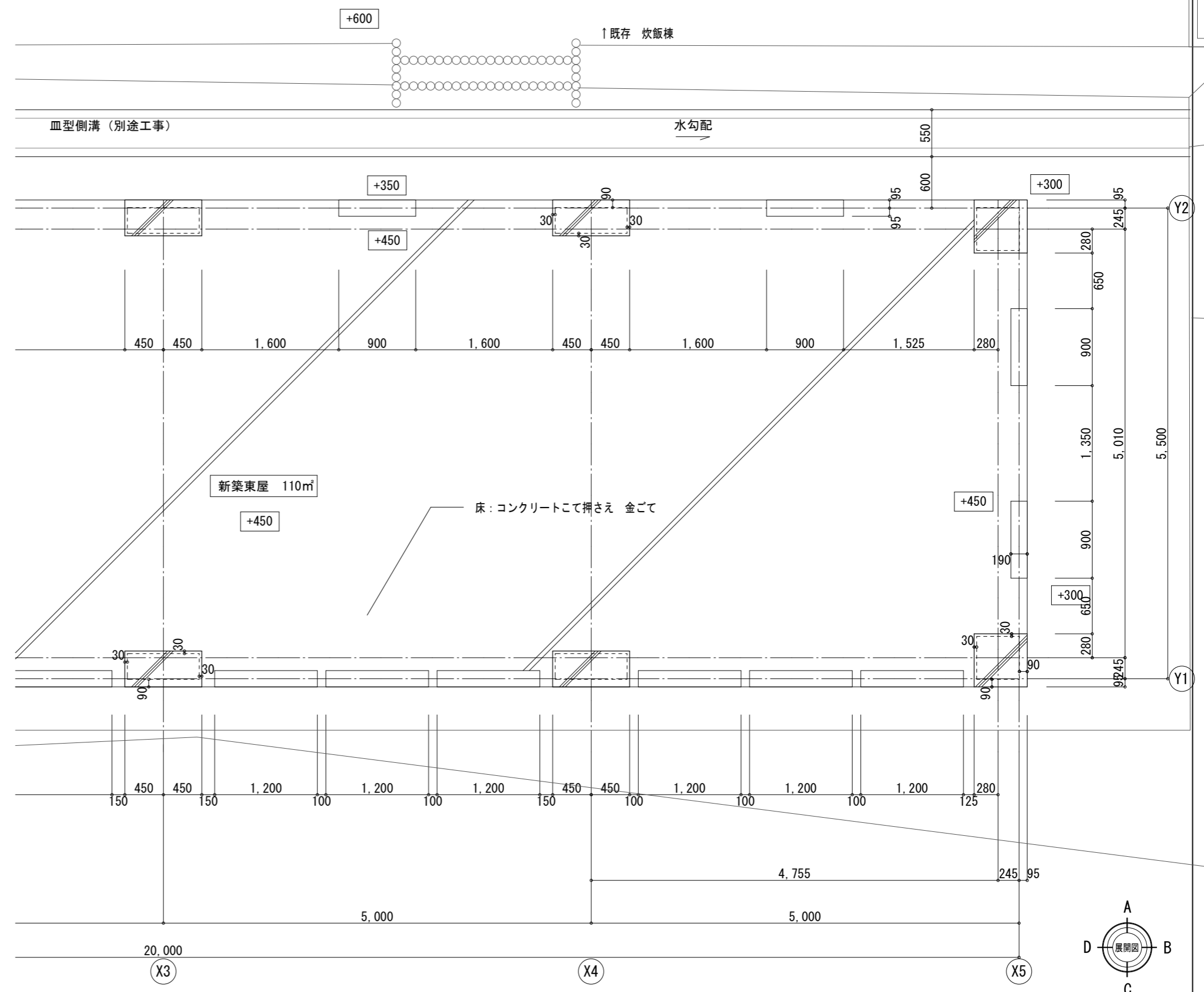
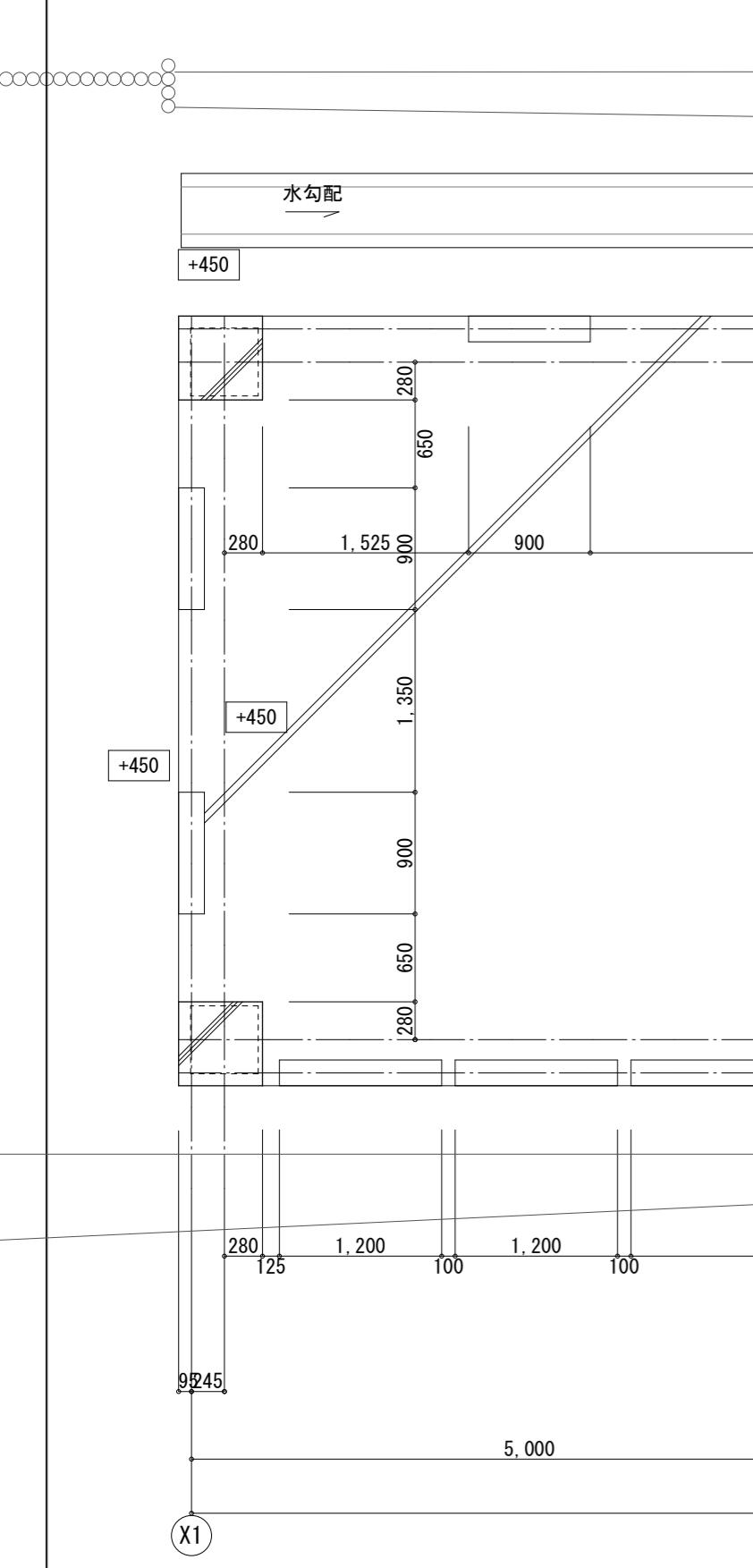
天井伏図

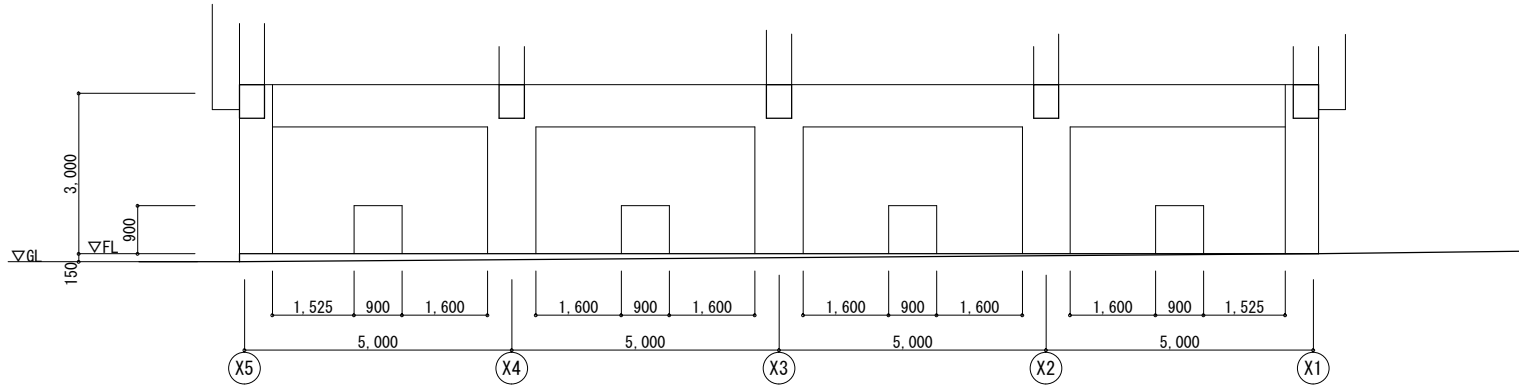


屋根伏図

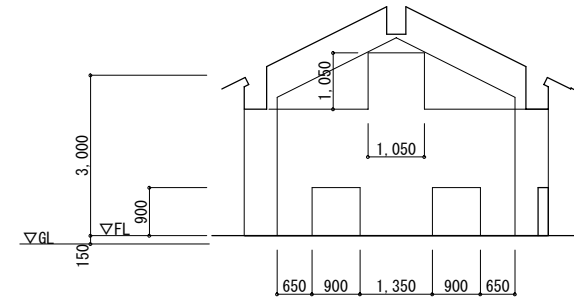




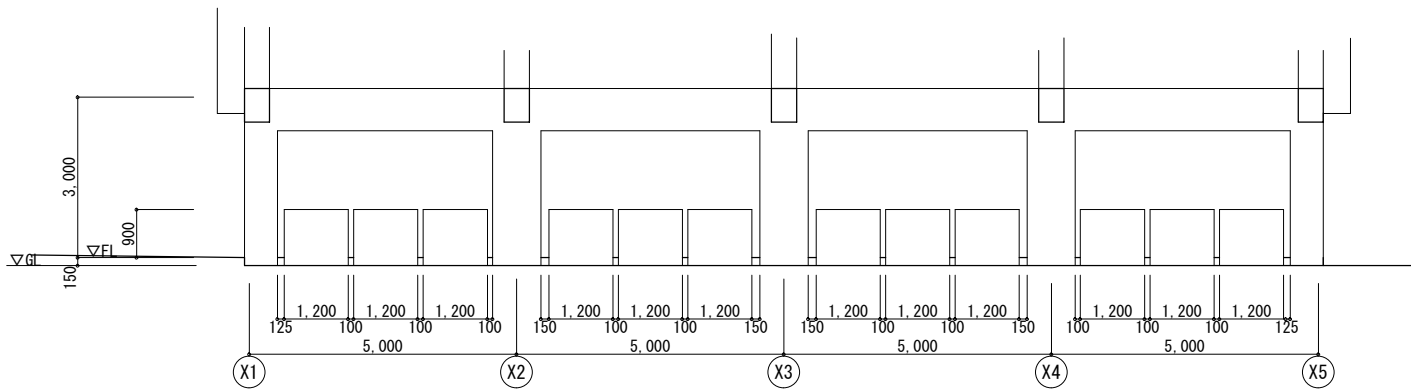




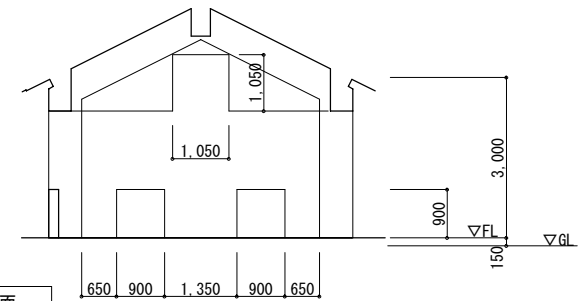
A 面



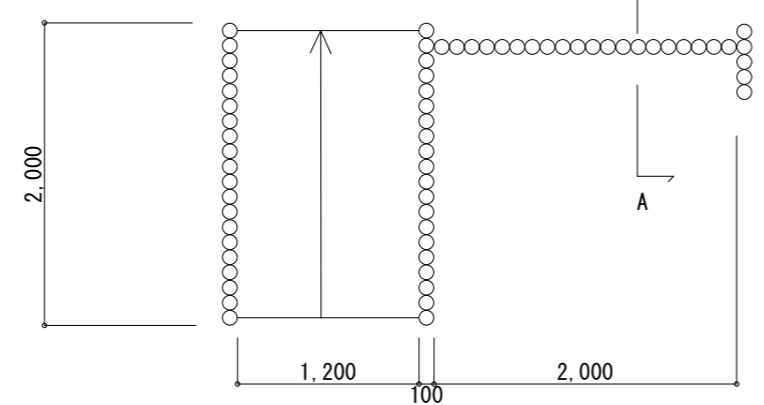
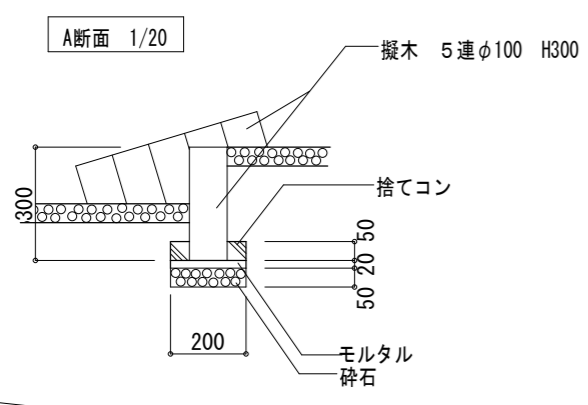
B 面



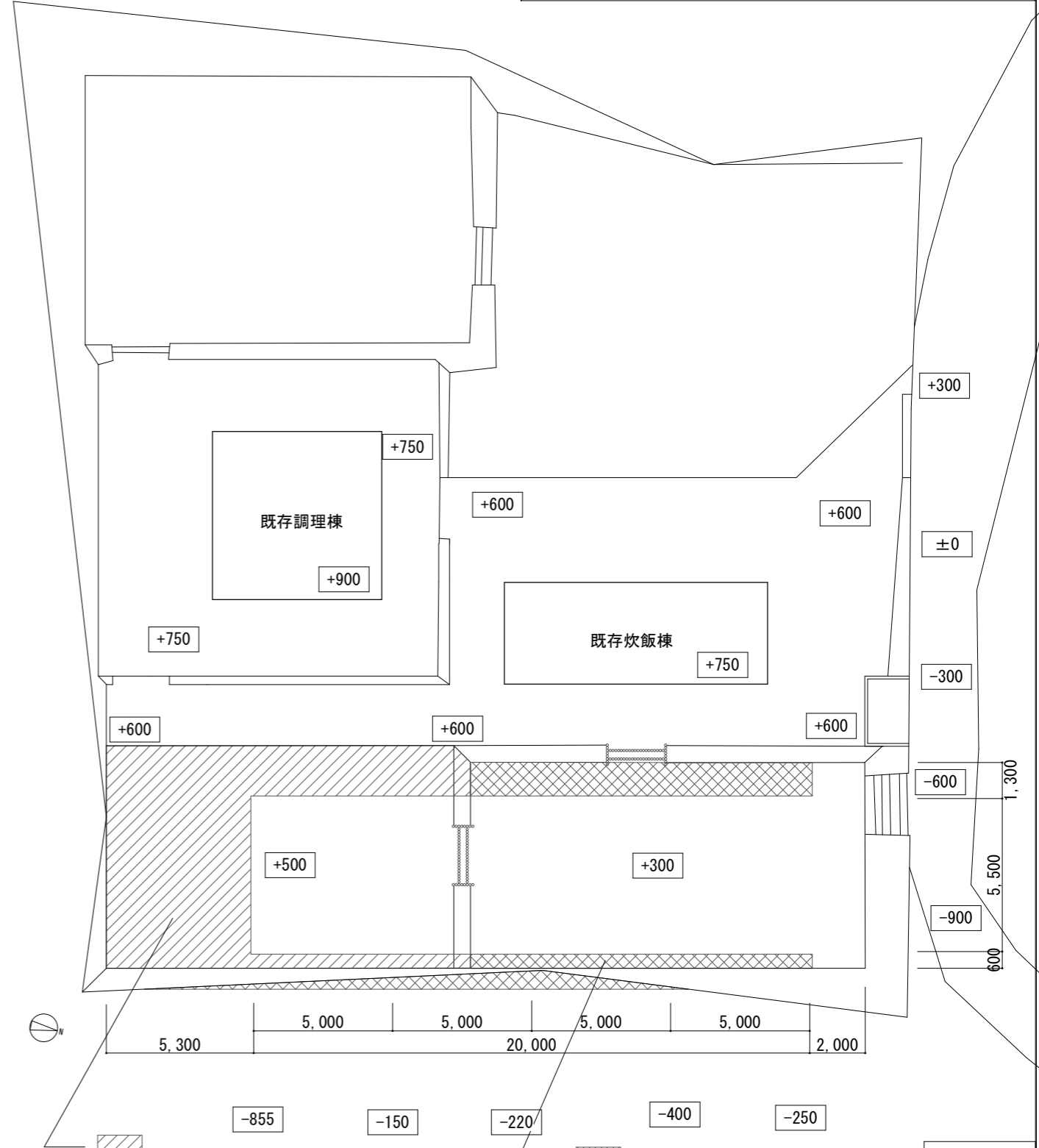
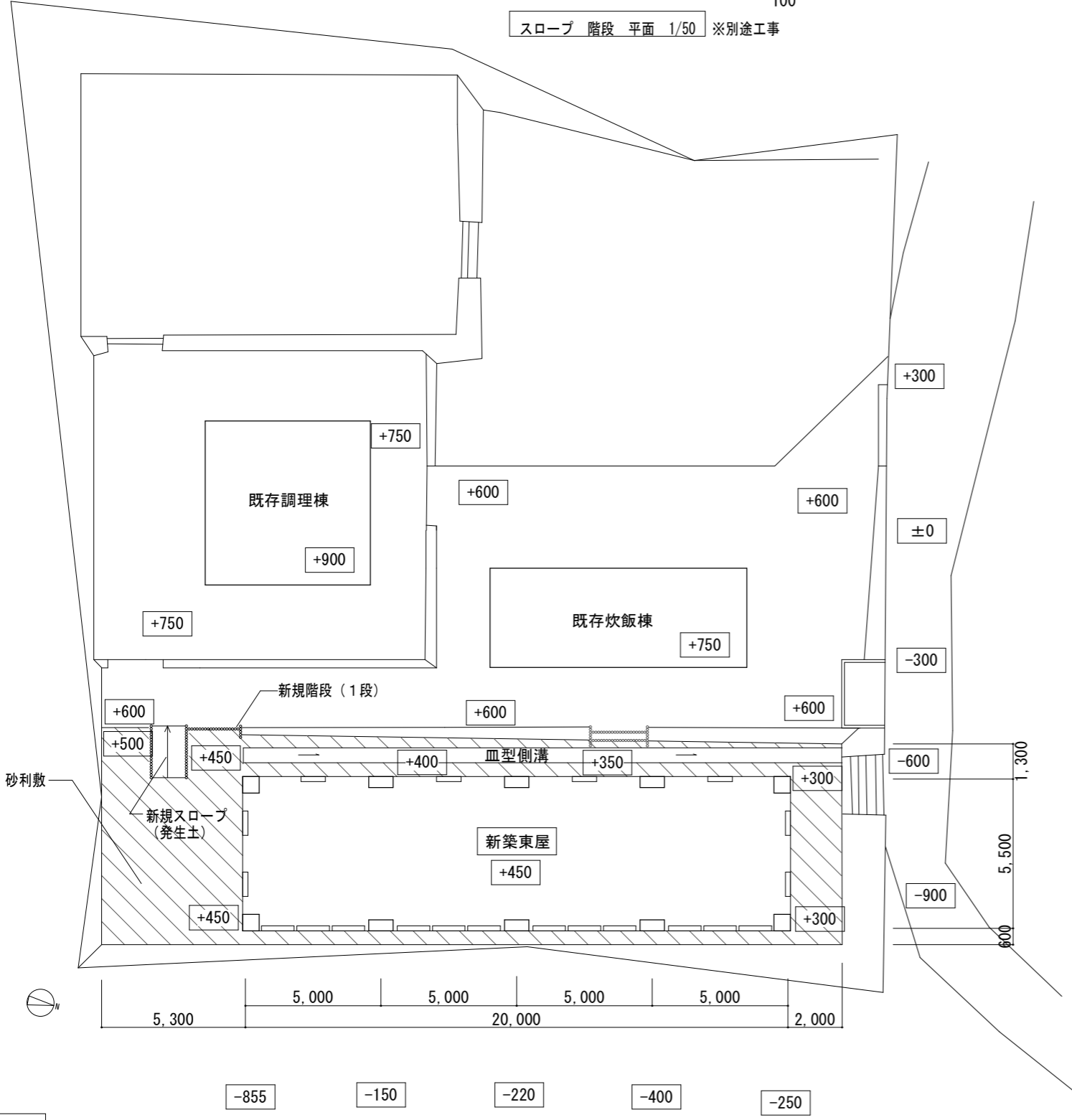
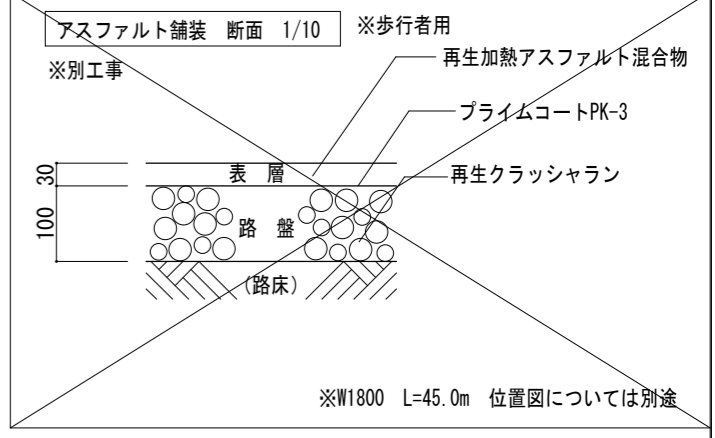
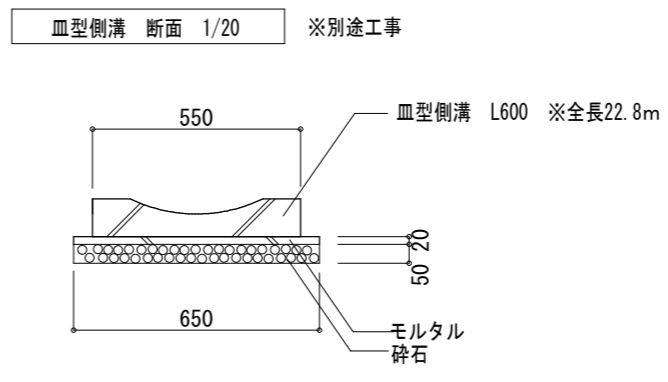
C 面



D 面



スロープ 階段 平面 1/50 ※別途工事



すきとりの上、敷地全体の勾配に合わせて整地

発生土を利用し、勾配に合わせて盛土

工事後

現況図

新構造設計特記仕様 その1

・修正箇所は下線を引くこと
適用は ■ 印を記入する。

4. 地盤

(1) 地盤調査資料と調査計画

Table with columns for 調査項目, 資料有り, 調査計画, 備考. Includes items like ボーリング調査, 静的貫入試験, 標準貫入試験.

※調査は監理者立会いのもとに行い、その後の施工については監理者と協議する。
注) 上記表中の資料が有るもの、調査計画が有るものに○を記入する。

(2) ボーリング標準貫入値、土質構成(基礎・杭の位置を明記すること)

Table for soil investigation results with columns for depth, soil type, N value, and test results.

注) 地盤調査及び試験杭の結果により、杭長さ、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある。

5. 地業工事

- (1) 直接基礎 □ベタ基礎 □布基礎 ■独立基礎 試験掘 □有 ■無
深さ GL-0.85 m、支持層ー、長期許容支持力度 160 kN/m² 載荷試験 □有 ■無
- (2) 地盤改良 □浅層混合処理工法 □深層混合処理工法 □
深さ GL- m、長期許容支持力度 kN/m² 載荷試験 □有 ■無
注) 「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針：日本建築センター2018」を参考とする
- (3) 杭基礎 □支持層の想定深度分布図を作成し、杭と支持層の関係を確認する。
□施工計画書に施工時における試験杭と本杭の支持層の確認方法を明記する。
□支持層の確認結果を施工結果報告書にまとめる。

Table for pile foundation details with columns for 杭種, 材料, 施工法, 備考.

Table for precast pile details with columns for 既製杭・杭種, 種類, 材料, 施工法, 備考.

Table for pile load test details with columns for 試験杭, 設計支持力(kN), 杭の先端の深さ(m), 本数, 特記事項.

6. 鉄骨工事 (施工方法等計画書)

- (1) 鉄骨工事は指示のない限り下記による
□ 日本建築学会「JASS6 2018年版」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」
□ 一社) 日本鋼構造協会「建築鉄骨工事施工指針」
□ 鉄骨製作管理技術者登録機構「突合せ継手の良い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」
- (2) 工事監理者の承認を必要とするもの
□製作工場 □製作要領書 □工作図 □施工計画書
□認定工場(大臣認定 S H M R J グレード)
□材料規格証明書※、または試験成績書
□鋼材 □高力ボルト □特殊ボルト □頭付スタッド
※一社) 日本鋼構造協会「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート。
□社内検査表 □
- (3) 工事監理者が行う検査項目
(■印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること)
□現寸検査 □組立・開先検査 □製品検査 □建方検査 □
- (4) 接合部の溶接は下記によること
□ 平成12年建設省告示第1464号第二号 イ、ロ
□ 鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱い要綱
□ 日本建築学会「溶接工作規程、同解説 I、II、III、IV、V、VI、VII、VIII、IX」
□ 日本建築学会「鉄骨工事技術指針 工事現場施工編」
- (5) 接合部の検査
□ 溶接部の検査 (検査結果は工事監理者に報告すること)

Table for steel joint inspection details with columns for 検査箇所, 検査方法, 検査率又は検査数, 備考.

注1) 現場溶接部については原則として第三者検査機関による全数検査とし、外観検査、超音波探傷検査を100%行うこと
注2) 知事が定めた重大な不具合が発生した場合は、是正前に対応策を建築主事等に報告すること

- 高力ボルトの検査 (検査結果は後日工事監理者に報告すること)
軸力導入試験 □要 □否 高力ボルトすべり係数試験 □要 □否
□ 一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常が無いことを確認する。
□ トルンパ形高力ボルトは二次締め後、マーキングのずれとピンテールの破断を確認する。
- (6) 防錆塗装
□ 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止めペイントは、□JIS K 5621、□JIS K 5625、□JIS K 5674、□ (フォスター F☆☆☆☆) を使用し、2回塗りを選択するが、実状に応じて決定すること。
□ 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し、2回塗りとする。
- (7) 耐火被覆の材料 □

7. 設備関係

- 建築設備の構造および構造体への緊結部分は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。
■ 建築設備の支持構造および緊結金物には、錆止め等、防錆のための有効な措置を講じること。
□ 建築物に設ける屋上からの突出する水糟・煙突・その他これらに類するものは、風圧・地震力等に対して構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。
□ 煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを50mm以上とした鉄筋コンクリート造とすること。
■ 設備配管は、地震時等の建物変形に追従できること。また、地震力等に対して適切に支持されていること。
■ 設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。
□ エレベーター・エスカレーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。
また、地震時の層間変形に追従できること。
■ 特記以外の貫通孔は原則として設けない。
■ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ50mm以上を原則とする。
-

8. その他

- 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
■ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
■ 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。
□

1. 本仕様の適用範囲

- (1) 本仕様の適用範囲
本特記仕様および配筋標準図は、設計基準強度が 18 N/mm²以上 60 N/mm²以下のコンクリートと、JIS G 3112に規定するSD295、SD345、SD390およびSD490の鉄筋コンクリート用棒鋼を用いる高さが 60 m 以下の鉄筋コンクリート造、鉄骨造等建築物の設計及び工事に適用する。
- (2) 仕様書等の優先順位
設計図書および仕様書の優先順位は以下による。
①特記仕様
②設計図 (伏図、軸組図、部材リスト、詳細図など)
③標準図 (鉄筋コンクリート構造配筋標準図など)
④建築工事標準仕様書・同解説 (日本建築学会) 等

2. 建築物の構造内容

- (1) 建築場所
新潟県妙高市大字関山 6323-2
- (2) 工事種別
■新築 □増築 □改築 □
- (3) 構造設計一級建築士の関与 □必要 ■必要としない
□ 法第20条第二号 (□RC造高さ 20 m超 □S造 4 階建以上 □木造高さ 13 m超 □その他) □
- (4) 階数
第二層外炊事場東屋 地下 階 地上 1 階 塔屋 階
地下 階 地上 階 塔屋 階
地下 階 地上 階 塔屋 階
- (5) 構造種別
構造種別 該当階等 架構特徴等
■鉄筋コンクリート造 (RC) 基礎 1 階~ R 階 □防震建物
□鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) 階~ 階 □制震建物
□鉄骨造 (S) 階~ 階 □塔状建物
□ □
□ □
□ □
- (6) 主要用途
□事務所 □共同住宅 □病院 □店舗 □倉庫 ■研修施設等□
- (7) 屋上付属物
□キュービクル kN □高架水糟 kN □広告塔 kN □煙突 m
□太陽光発電設備 □ □ □
- (8) 設計荷重
(a) 主な積載荷重 (N/m²)
室名 床用 架構用 地震用
□ □ □ □
□ □ □ □
□ □ □ □
□ □ □ □
- (b) 1次設計用地震力
Co = 0.20 Z = 0.9 Rt = 1.0 K (地下) =
- (c) 風荷重
地表面粗度区分 III 基準風速 Vo = 30 m/sec
- (d) 雪荷重
■垂直積雪量 300 cm □設計用雪荷重 kN/m² □
- (e) 特殊の荷重及び仕上材
□エレベーター kN 基 □受水槽 kN □エスカレーター □ □ □ □
- (9) 構造計算ルート
X方向ルート 1- () Y方向ルート 1- ()
- (10) 一次設計時用層間変形角
X方向 1/7734 rad Y方向 1/3884 rad
- (11) 付帯工事
□門扉 □擁壁 □駐輪場 □機械式駐車場 □
- (12) 特定天井
□有 ■無
- (13) 屋根、床、壁
材種 型式 厚 その他 使用箇所 仕様・構法
ALC (JIS A 5416) 厚 □壁 □床版 □スライド □ボルト止め
押出し成形セメント版 □ロッキング □
□ハーフPca版 □Pca版 厚 □壁 □床版 □
折版 H= 厚 □屋根 □ □
特殊デッキプレート 大臣認定 () 型式 厚 □屋根 □床版 □

3. 使用建築材料表・使用構造材料一覧表

Table for construction materials with columns for 階, 適用箇所, 設計基準強度, 品質基準強度, スラブ厚, 比重, 備考.

- (2) コンクリートブロック (□ JIS A 5406)
□ A種 □ B種 □ C種 厚 □ 100 □ 120 □ 150 □ 190 使用箇所 (□ □ □)
- (3) 鉄筋
種類 使用径 mm 使用箇所 備考
■ SD295 D16以下 ■重ね継手
■ SD345 D19以上 ■ガス圧接継手
□ SD390 □溶接継手
□ SD490 □機械式継手
□ □ □
□ □ □機械式定着工法
- 高強度せん断補強筋 □大臣認定番号 MSRB-
□ □ □
□ □ □
溶接金網 (JIS G 3551) □ □ □

- 注1) SD490をガス圧接する場合は施工前に試験を行うこと。
注2) 各継手の使用詳細については本仕様書の2の9. (2)鉄筋の項の鉄筋継手の項にて表示すること。

Table for reinforcement bars with columns for 種類, 使用箇所, 現場溶接, JIS規格・認定番号等.

- (4) 鉄骨
種類 使用箇所 現場溶接 JIS規格・認定番号等
□SN400A □SN400B □SN400C □有 □無 JIS G 3136
□SN490B □SN490C □有 □無 JIS G 3136
□SS400 □SS490 □有 □無 JIS G 3101
□SM400A □SM490A □有 □無 JIS G 3106
□BCR295 □TSC295 □有 □無 大臣認定品 認定番号 MSTL-
□BCP235 □BCP325 □有 □無 大臣認定品 認定番号 MSTL-
□STR400 □STR490 □有 □無 JIS G 3466
□SSC400 □有 □無 JIS G 3350
□ □ □
□ □ □
溶接材料 □ □ □ JIS Z
□ □ □

- (5) ボルト等
□高力ボルト
□F10T (JIS B 1186) □S10T 大臣認定番号 () (□M16、□M20、□M22、□M24、□)
□溶融亜鉛めっき高力ボルト F8T 大臣認定番号 () (□M16、□M20、□M22、□M24、□)
□
□ボルト (JIS B 1180) M M □ 4.8 (4T) □ □
□アンカーボルト (構造用アンカーボルト)
□SS400 M L= mm ナット (□シングル、□ダブル)
□ABR400 M L= mm ナット (□シングル、□ダブル) (JIS B 1220)
□ M L= mm ナット (□シングル、□ダブル)
□頭付スタッド (JIS B1198)
φ = L = mm 使用箇所 (□柱 □大梁 □小梁)
φ = L = mm 使用箇所 (□柱 □大梁 □小梁)

新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)

※修正箇所は下線を引くこと

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
 (2) 記号
 d・・・異形棒筋の呼び名に用いた数値(径) D・・・部材の成、又は鉄筋内法直径
 @・・・間隔 r・・・半径 C・・・中心線 L_o・・・部分間の内法距離 h_o・・・部材間の内法高さ
 S T・・・あばら筋 HOOP・・・帯筋 S. HOOP・・・補強帯筋

2. 鉄筋加工

(1) 鉄筋の折り曲げ加工

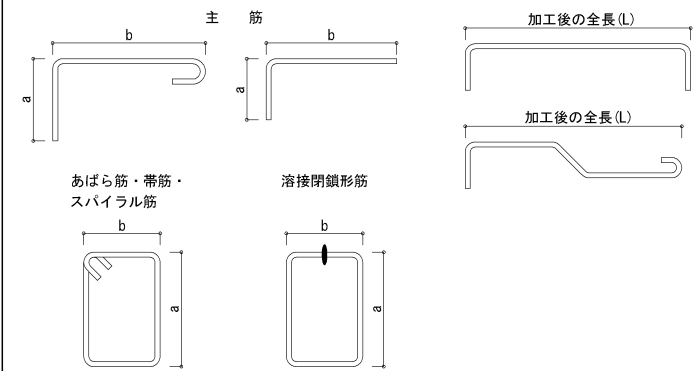
図	折り曲げ角度	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内法直径(D)
180° 	180° 135° 90°	SD295 SD345	D16以下	3d以上
			D19~D41	4d以上
135° 	90°	SD390	D41以下	5d以上
			D25以下	5d以上
90° 	90°	SD490	D29~D41	6d以上
			D29以下	6d以上

- [注] (1) dは呼び名に用いた数値とする。
 (2) スパイラル筋の重ね継手部に90°フックを用いる場合は、余長は12d以上とする。
 (3) 片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は4d以上とする。
 (4) スラブ筋、壁筋には、溶接金網を除いて丸鋼を使用しない。
 (5) 折り曲げ内法直径を上表の数値よりも小さくする場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。
 (6) SD490の鉄筋を90°を超える曲げ角度で折り曲げ加工する場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い、支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。

(2) 加工寸法の許容差

項	目	符号	許容差
各加工寸法(1)	主筋	D25以下	a, b ±15
		D29以上D41以下	a, b ±20
加工後の全長	あばら筋・帯筋・スパイラル筋	a, b	±5
		L	±20

- [注] (1) 各加工寸法及び加工後の全長の測り方の例を下図に示す。

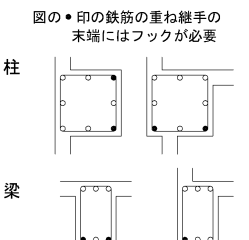


(3) 鉄筋のあき

異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5d以上、粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25mmのうち最も大きい値。

(4) 鉄筋のフック

- a~eに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。
 a. あばら筋、帯筋、および幅止メ筋
 b. 煙突の鉄筋(壁の一部となる場合を含む)
 c. 柱、梁(基礎梁を除く)の出すみ部分および下端の両端にある場合の鉄筋(右図参照)
 d. 単純梁の下端筋
 e. その他、本配筋標準に記載する箇所

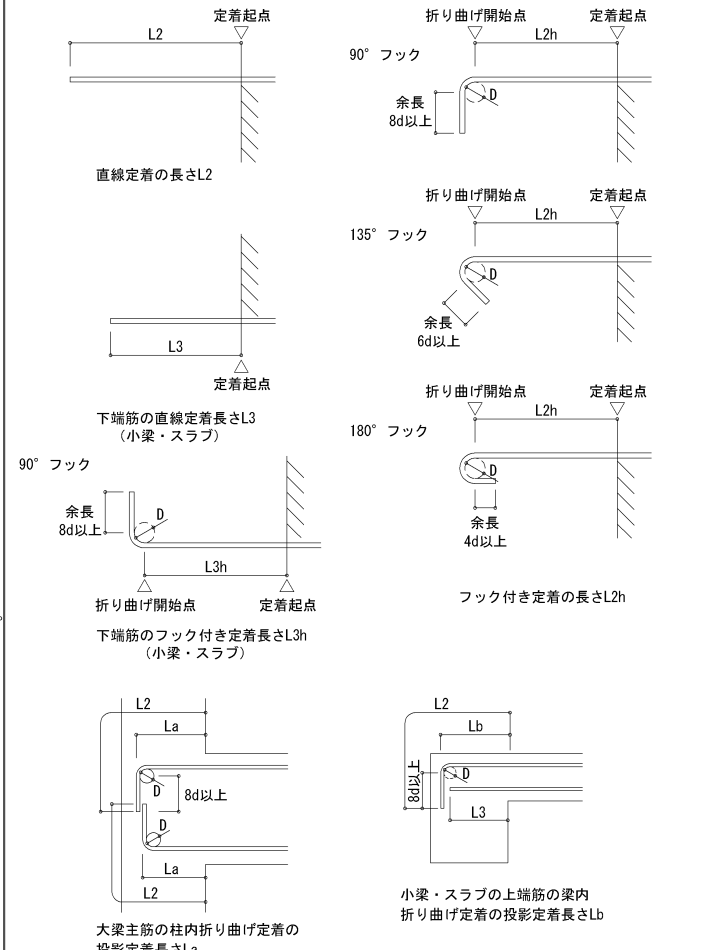


(5) 定着長さ

(軽量コンクリートでは5dを加算する。)

鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc(N/mm ²)	定着の長さ				小梁下端筋 L3 (フックなし)	L3h (フックあり)	スラブ下端筋 L3 (フックなし)
		L2 (フックなし)	L2h (フックあり)	La ⁽³⁾	Lb			
SD295	18	40d	30d	20d	15d	20d	10d	10d かつ 150以上
	21	35d	25d	15d	15d			
	24~27	30d	20d	15d	15d			
	30~36	30d	20d	15d	15d			
	39~45	25d	15d	15d	15d			
	48~60	25d	15d	15d	15d			
SD345	18	40d	30d	20d	20d	20d	10d	10d かつ 150以上
	21	35d	25d	20d	20d			
	24~27	35d	25d	20d	15d			
	30~36	30d	20d	15d	15d			
	39~45	30d	20d	15d	15d			
	48~60	25d	15d	15d	15d			
SD390	21	40d	30d	20d	20d	20d	10d	10d かつ 150以上
	24~27	40d	30d	20d	20d			
	30~36	35d	25d	20d	15d			
	39~45	35d	25d	15d	15d			
	48~60	30d	20d	15d	15d			
	SD490	24~27	45d	35d	25d			
30~36	40d	30d	25d	—				
39~45	40d	30d	20d	—				
48~60	35d	25d	20d	—				

- [注] (1) フック付き鉄筋の定着長さL2hは、定着起点から鉄筋の折り曲げ開始点までの距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は定着長さに含まない。
 (2) フック部の折り曲げ内法直径D及び余長は、「鉄筋の折り曲げ加工」の表による。
 (3) 梁主筋を柱へ定着する場合、水平定着長さがL2h確保できない場合は折り曲げ定着とし、全定着長をL2以上とするとともに、水平投影長さをLa以上とし、余長を8d以上とする。尚、Laの値は原則として柱せいの3/4倍以上とする。
 (4) 耐圧スラブの下端筋の定着長は一般定着L2とする。



(6) 継手

■重ね継手 (軽量コンクリートでは5dを加算する。)

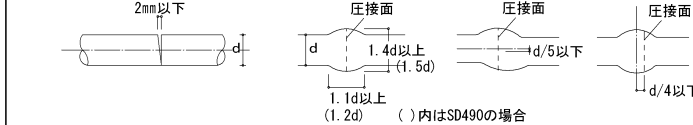
鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc(N/mm ²)	重ね継手長さ	
		L1 (フックなし)	L1h (フックあり)
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24~27	35d	25d
	30~36	35d	25d
	39~45	30d	20d
	48~60	30d	20d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24~27	40d	30d
	30~36	35d	25d
	39~45	35d	25d
	48~60	30d	20d
SD390	21	50d	35d
	24~27	45d	35d
	30~36	40d	30d
	39~45	40d	30d
	48~60	35d	25d
	SD490	24~27	55d
30~36	50d	35d	
39~45	45d	35d	
48~60	40d	30d	

- [注] (1) 表中のdは、異形鉄筋の呼び名の数値を表し、丸鋼には適用しない。
 (2) 直径の異なる鉄筋相互の重ね継手の長さは、細い方のdによる。
 (3) フック付き重ね継手の長さは、鉄筋相互の折り曲げ開始点間の距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は継手長さに含まない。

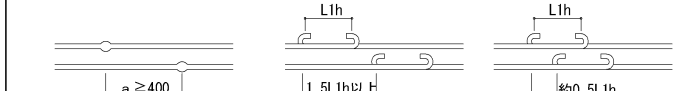
■継手に関する注意点

- 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
- D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
- 鉄筋径dの差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない。
- ガス圧接継手の形状、および継手の配置は下図による。

・ガス圧接形状(平成12年建設省告示1463号下図のほか、折れ曲がり、焼き割れ、へこみ、垂れ下がり及び内部欠損がないもの)



・圧接継手

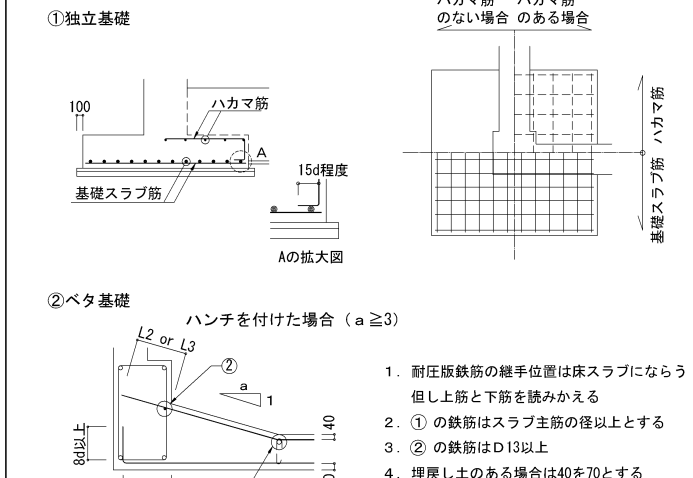


- 溶接継手および機械式継手を用いる場合は、信頼できる機関の評定等を受けたA級継手工法とする。
- 非破壊検査は工事監理者が承諾した信頼できる検査機関で行うこと。

3. 杭・基礎

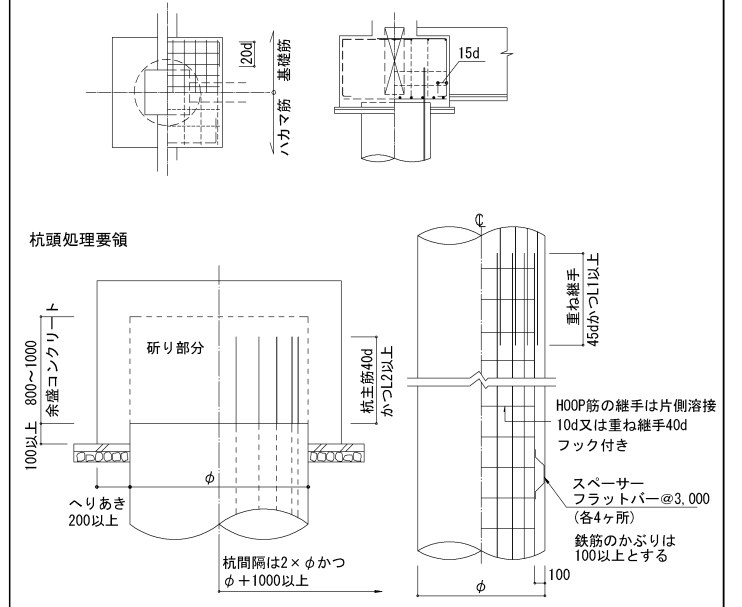
(配筋については地震力等の水平力等を考慮して別途検討すること)

(1) 直接基礎

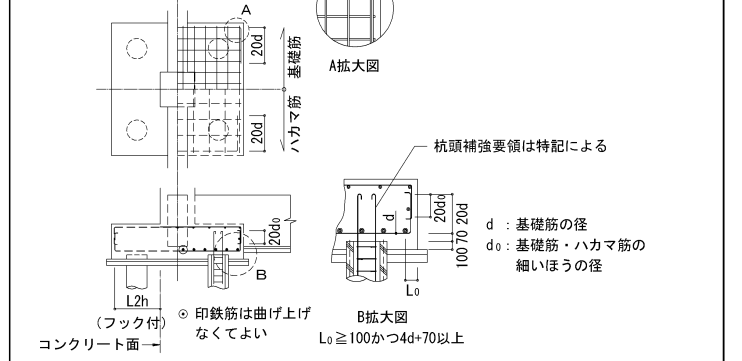


(2) 杭基礎

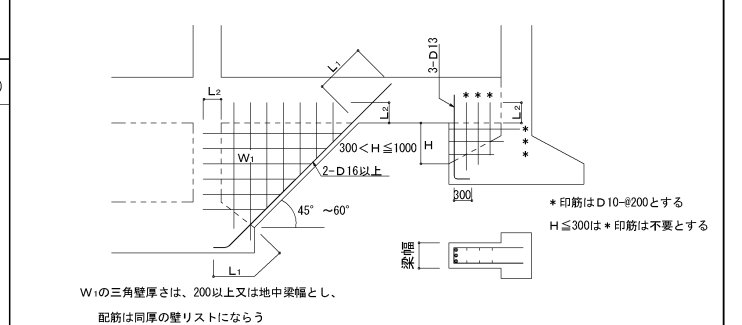
① 場所打ち杭



② PHC杭



(3) 基礎接合部の補強



新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)

※修正箇所は下線を引くこと

4. 地中梁

(1) 独立基礎、杭基礎の場合(定着、継手)
(長期荷重が支配的な場合の継手は6.(2)大梁継手位置とする。)

(2) 布基礎、べた基礎の場合(定着、継手)

※主筋のカットオフ長さは $l_o/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は6.大梁の項の表6-1による。

5. 柱

(1) 柱主筋の継手位置

(2) 柱主筋の定着

(3) 帯筋

(4) 寄せ筋の保持

(5) 柱脚部の補強

注1. 第1帯筋は、梁づらに入れる。
注2. W型で現場溶接をする場合は主筋の位置をさける。
注3. フックおよび継手の位置は、交互とする。

注: 1階柱脚の主筋は梁上から柱せいの1.2倍の範囲を拘束筋で拘束する。
拘束筋は以下による。
□ 帯筋と同径・同ピッチ、X・Y 2巻つづ
□ 図示による

6. 大梁

(1) 定着

① 一般

② ハンチがある場合

※1 主筋のカットオフ長さは $l_o/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は表6-1による。

表6-1 特別なカットオフ長さを要する部材 (mm)

部材名	$l_o/4$ に加える長さ	部材名	$l_o/4$ に加える長さ

(2) 大梁主筋の継手 (SA級、A級継手を使用する場合の継手位置は特記による。)

(3) あばら筋、腹筋、幅止めの配置

(4) あばら筋の型 (注: 床版がない場合は135°以上のフックとする。)

(5) 幅止め筋の本数、加工

腹筋	D < 600 不要	2-D 10 1段
	600 ≤ D < 900	4-D 10 2段
	900 ≤ D < 1200	D 10 @ 300 以内
	1200 ≤ D	D 13 @ 300 以内
幅止め筋	D 10 @ 1000 以内で割り付ける	

(6) 梁主筋の定着

① 直線定着

② 90° フック付直線定着

③ 折曲げ定着

④ プレート定着

※最上階 L型接合部における上端筋の一段目の定着にプレート定着を用いてはならない。
※プレート定着には性能証明等を取付した材料を用い、その工法の適用範囲と仕様を確認する。

新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3)

7. 小梁、片持梁

(1) 定着

① 小梁の定着

② 段差小梁の配筋(連続端の場合)

③ 小梁筋の継手位置

④ 片持梁の定着

(2) 片持床スラブ定着及び出隅部補強

① 片持床スラブ定着

② 片持床スラブ出隅部補強

(3) 片持床スラブ定着及び出隅部補強

① 片持床スラブ定着

② 片持床スラブ出隅部補強

(4) 床版開口部の補強 (開口の径600以下程度の場合)

床版厚さD	周囲	斜め
D ≤ 150	上・下各 2-D13	1-D13
150 < D ≤ 300	上・下各 2-D13	1-D13
300 < D ≤ 500	上・下各 2-D19	1-D16

(5) 床版段差

(6) 土間コンクリート

① 軽作業の土間

② 間仕切壁との交差部

(7) 釜場

8. 床版

(1) 定着および継手

一般床スラブ(四辺固定)

(2) 屋根スラブの補強

(3) 片持床スラブ定着及び出隅部補強

① 片持床スラブ定着

② 片持床スラブ出隅部補強

(4) 床版開口部の補強 (開口の径600以下程度の場合)

(5) 床版段差

(6) 土間コンクリート

① 軽作業の土間

② 間仕切壁との交差部

(7) 釜場

9. 壁

(1) 定着

① 梁に

② 柱に(平面図)

③ 床に(非耐力壁とスラブが取り合う場合)

④ 壁と壁(平面図)

(2) スリット部 (設計図に記入のあるとき)

完全スリット

(3) 手摺、パラペット

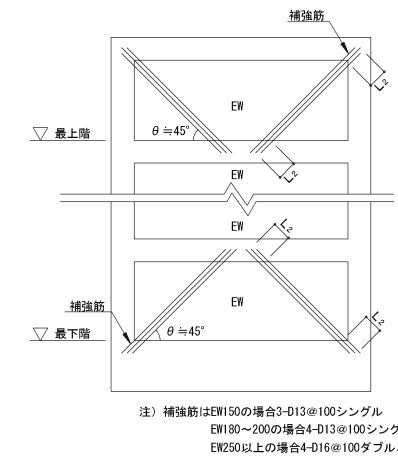
パラペット

手摺

(4) コンクリートブロック帳壁

(5) 耐震壁端部の納まり

(6) 連層耐震壁乾燥収縮の補強筋



10. 柱、梁増打コンクリート補強 (増打するときは事前に設計者、及び工事監理者と打合せのこと)

(1) 柱

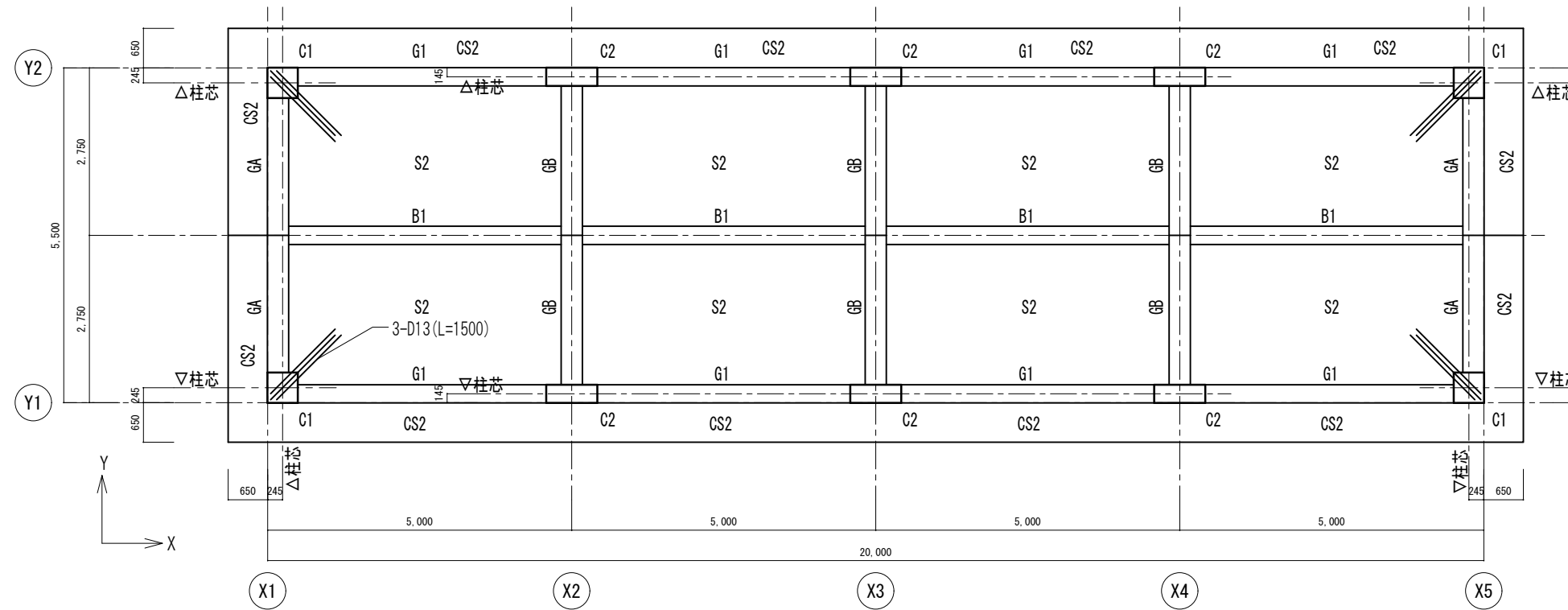
(2) 梁

11. 梁貫通孔補強 (開口補強筋については計算により確認すること)

(1) 設置可能範囲

(2) 既製品 (指定条件と異なる場合は、設計者又は工事監理者と打合せのこと)

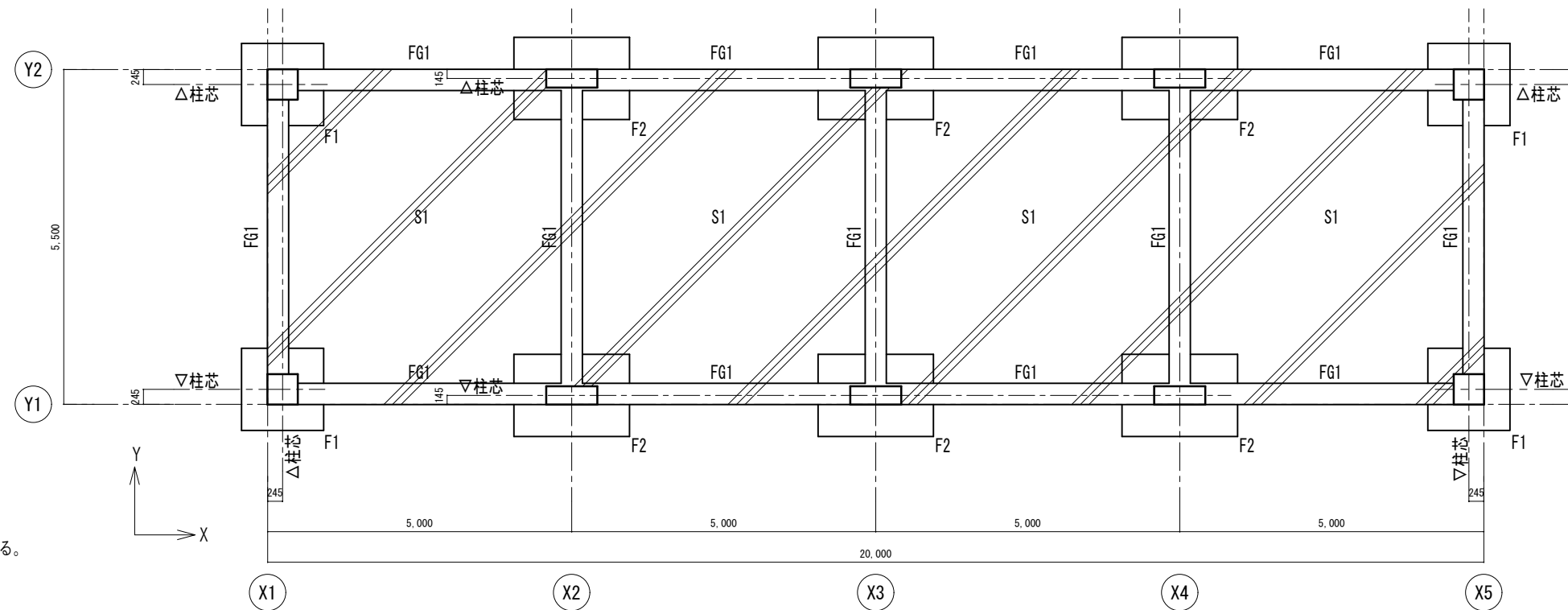
口製品名
施工前に計算書を提出し、承認を得ること。
設計時に使用する評価取得品については計算書を提出する事。



R階伏図 S=1:100

特記事項

- 1、スラブ天端は軸組図による。
- 2、大梁天端は軸組図による。



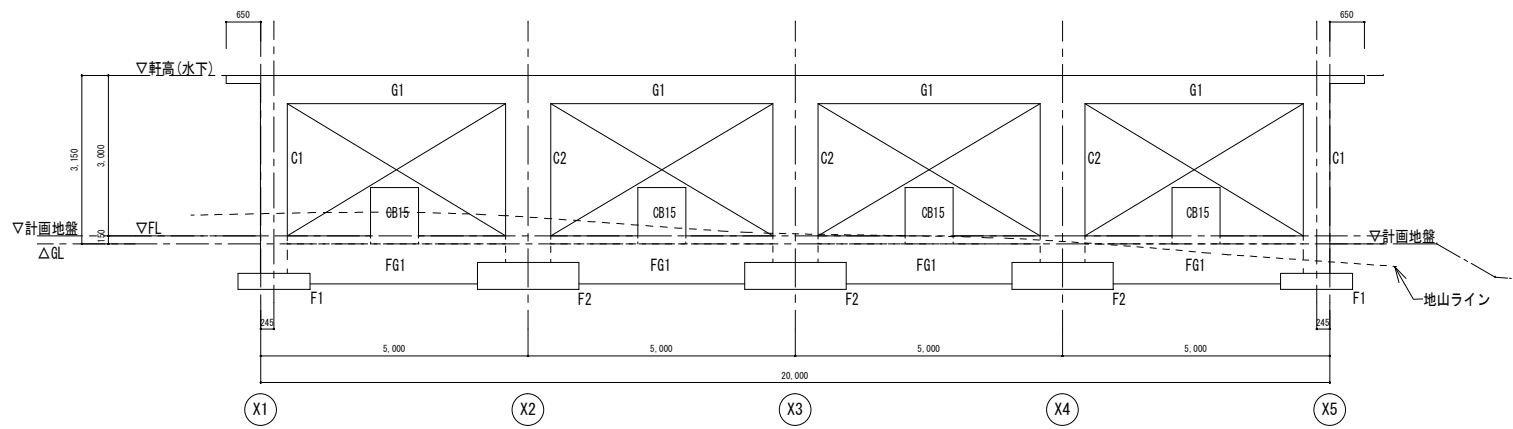
基礎伏図 S=1:100

特記事項

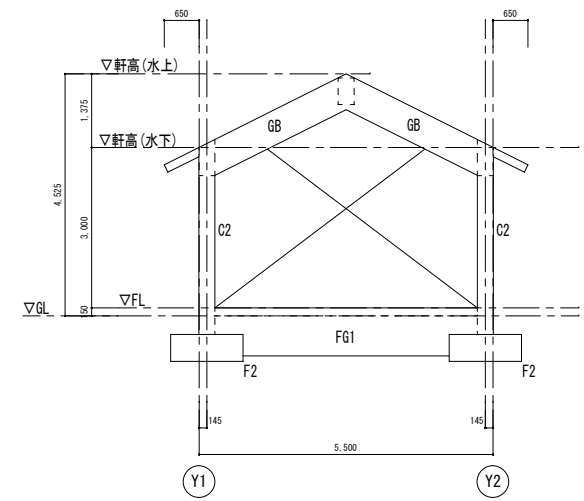
- 1、特記なき限りスラブ天端は GL+150 とする。
- 2、特記なき限り大梁天端は GL+0 とする。

凡例

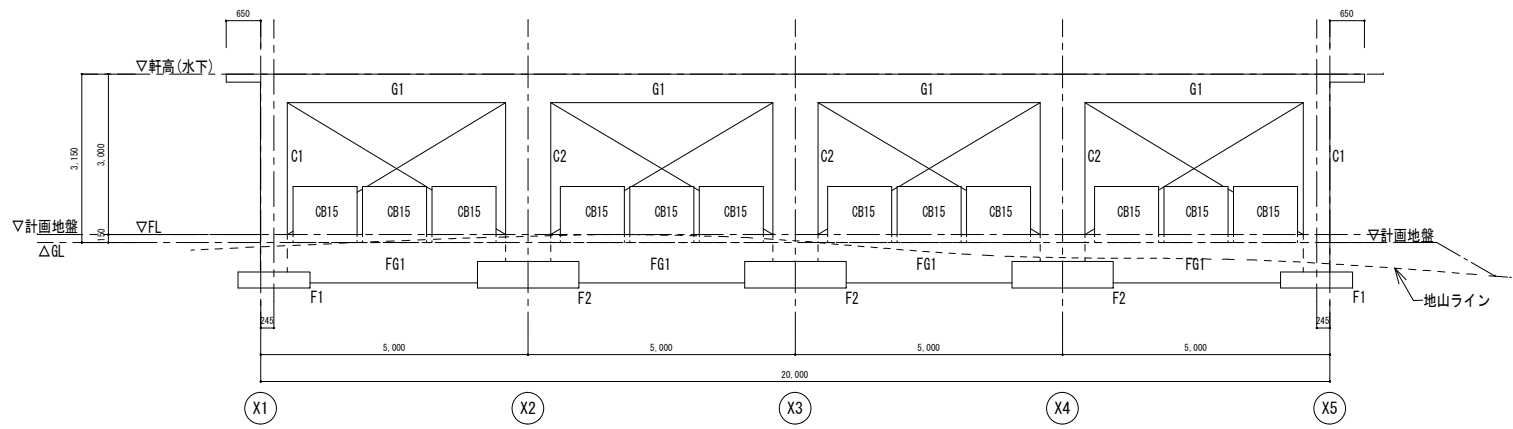
S1 土間コンクリート



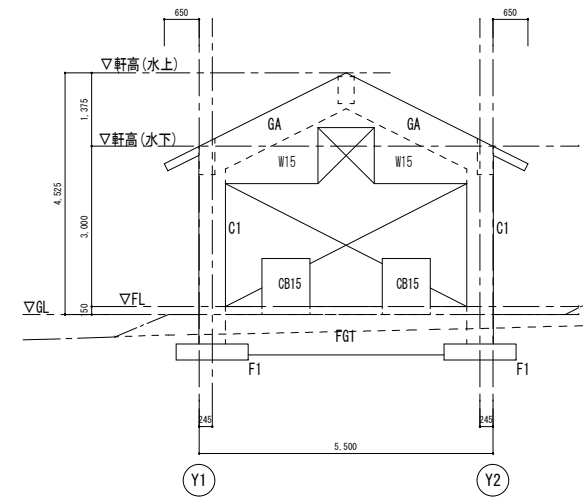
Y 2 軸組図 S=1:100



X 2 ~ X 4 軸組図 S=1:100



Y 1 軸組図 S=1:100

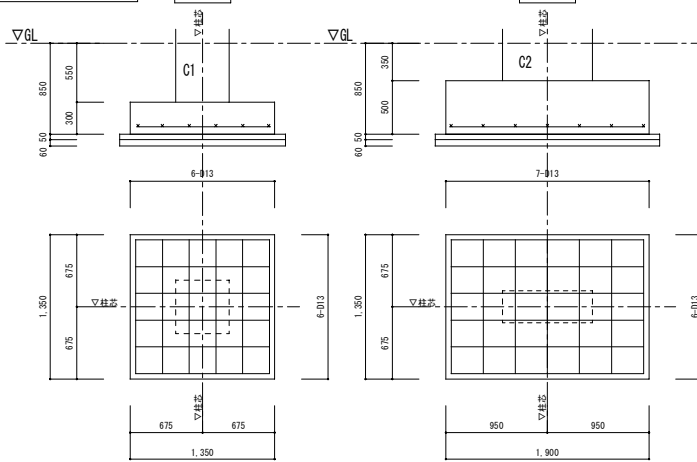


X 1、X 5 軸組図 S=1:100

一級建築士 登録第235593号 杉田康一

プロジェクトNo. 02205E	工事名称 国立妙高青少年自然の家第二野炊事場東屋新営工事	図面名称 軸組図	縮尺 A3 1:100	作成日 2023.03.03	基本図 ◎ 建築実成図	国立妙高青少年自然の家 〒444-0204 新潟県高田市長野町 1-1-2	E G 建築設計室 江口 香代 一級建築士登録番号 344809号	図面番号 S-07
---------------------	---------------------------------	-------------	----------------	-------------------	----------------	--	--------------------------------------	--------------

基礎リスト S=1:50



壁断面リスト S=1:50

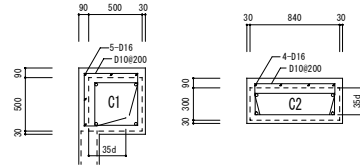
符号	CB15
断面	
タテ筋	D10@400シingle
ヨコ筋	D10@400シingle
備考	CB空洞部モルタル充填

柱断面リスト S=1:50

符号	C1	C2
位置	全断面	全断面
断面		
主筋	8-D22	16-D22
HOP	D10@100	□ D10@100
備考		

壁断面リスト S=1:50

符号	W15
断面	
タテ筋	D10@150シingle
ヨコ筋	D10@150シingle
縦横	1-D13
斜め	1-D13
備考	



梁断面リスト S=1:50

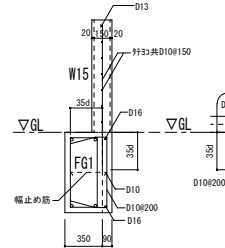
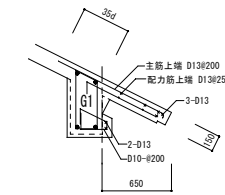
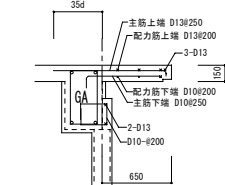
特記事項

1、特記なき限り、腹筋2-D10、幅止め筋D10@1000とする。

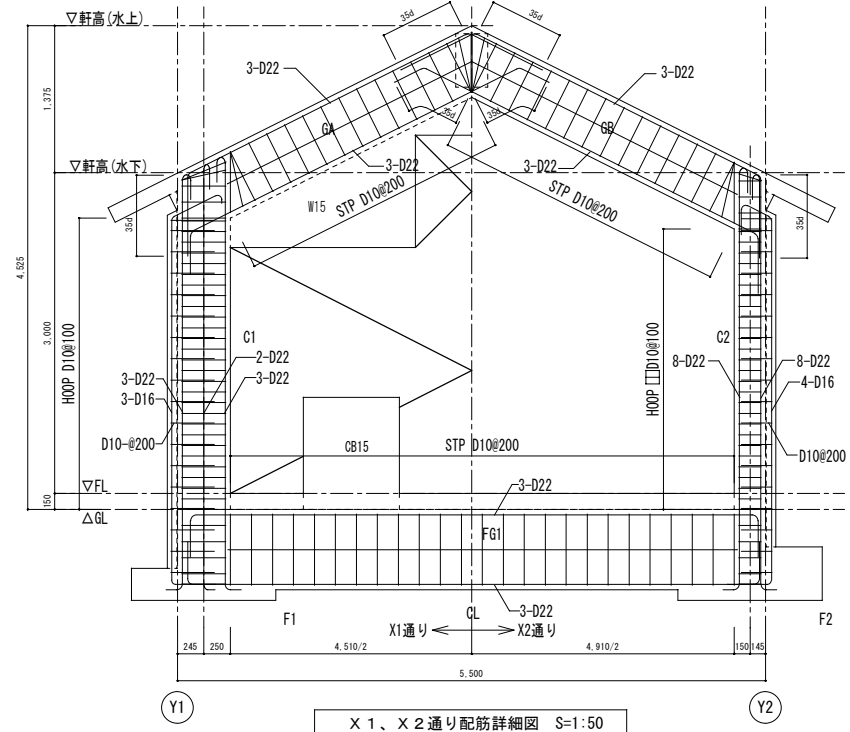
符号	FG1	G1	GA、GB	B1
位置	全域	全域	全域	全域
断面				
上端筋	3-D22	3-D19	3-D22	3-D19
下端筋	3-D22	3-D19	3-D22	3-D19
S.T.P	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200
備考	捨てコン=50、砕石t=60			

床版断面リスト

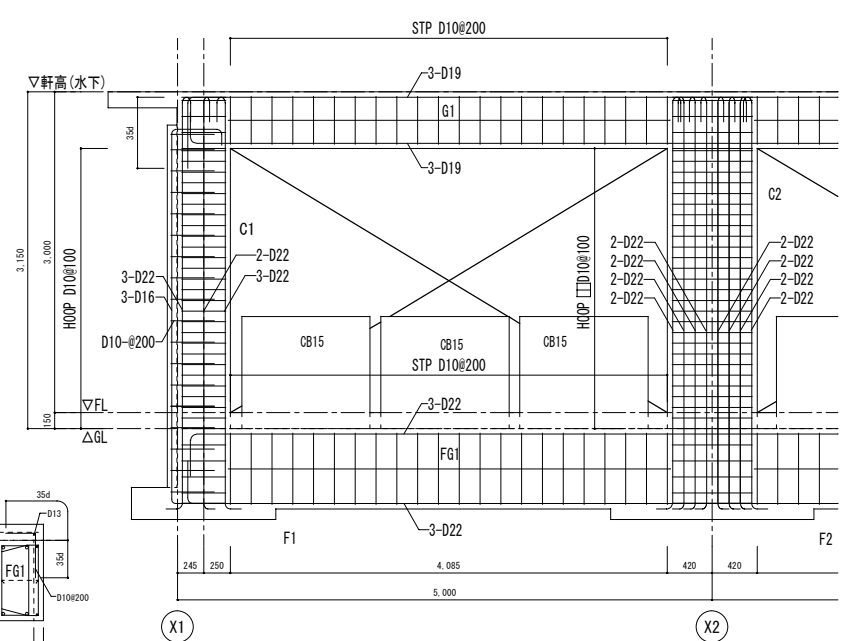
符号	厚さ	位置	短辺方向		長辺方向		備考
			端部	中央	端部	中央	
S1	150	シingle	D10@250	D10@250	D10@250	D10@250	土間コンクリート 砕石t=100
S2	150	上下	D13@200 D10@200	D13@200 D10@200	D13@250 D10@250	D13@250 D10@250	



雑配筋詳細図 S=1:50



X1、X2通り配筋詳細図 S=1:50



Y1通り配筋詳細図 S=1:50

一級建築士 登録第235593号 杉田康一